

## 我が校の週間教育

那珂郡湊尋常高等小學校訓導 田 所 新

### 一、緒 言

訓育と言へばこれに對比して知育と體育が考へられる。然し教育活動は此の三者が對立的に行はれるものでなく、考察上の區分であつて、かゝる分析を許さぬ全一的生命活動である。その教育活動の中心をなすものは訓育である。然るに今日の教育活動に於いて、訓育と知育と何れが重視せられ、考慮せられてゐるであらうか。口には訓育を、本質的にも訓育を稱へるであらうが、事實は果して然るか。目前にある教科時間や教育制度の爲に破壊せられてゐないだらうか。教科時間の多少は教科の重要度ではないのに、稍々もすればそれを混同して、あらゆる面に重要性を持たしてはゐないだらうか。

不束な私はその誤れる道を歩んだことを恥しく思ふ。「この位の問題が解らぬか。」「こゝが未だ讀めぬか。」こんな言葉を以て兒童達をさげすみ侮つた。其の兒童達がどんな経過を辿り、どんな努力が拂はれてゐるかを考慮せず、たゞ結果のみを以つて評價した愚さ罪深さが思はれる。自己の全努力が報いられず次に來るものが侮蔑の言葉であつたなら、失望落膽、二葉の芽生より凋落の寂寞を味ふばかりだ。絶望への歩みを重ねしむるのみで、どつして伸び行く

魂が培はれよう。

魂を培ふものは魂なり。橋崎博士は「教育的心理學」の中に「勅諭の御趣旨、教師の魂、教科書が精神が、兒童の心の底に潜んでゐる魂即ち人格的生命を刺戟し、これによつて、初めて兒童の心の底にあるものが動き出す。」と言つてゐる。

我々はこの魂を培ふことに教育活動の中心生命を置き、誤れる知識偏重の教育を是正せねばならぬ。

訓育に於いては「よい日本人へと實踐する兒童をつくる」ことが目標なるが故に、教育活動の全面に亘つて常に考慮せられねばならぬ。

ともすると、訓育とは「温しい兒童をつくること、行儀のよい兒童をつくること」のみのやうに考へられる。訓育は決してさうではない。阿部次郎先生の「倫理學の根本問題」の中に「何が悪であるか、それは否定である。あらゆる可からざるものゝあらぬことである。強烈ならざる可からざるものゝ弱きことである。人間の意欲が悪なのでなく、意欲せざることが悪なのである。悪人とはその實意慾せざる者である。精神上的の貧乏人、弱虫、病弱者である。」とあるが味讀すべきだ。我々は精神上的の貧乏人を養成してはならぬ。

「昨日は行つたが今日はやらぬ。」「いくら言つても忘れてしまふ。」こんなことはよく聞きもし、誰しも味ははさせられることである。これで訓育への匙が投げられ、「どなりつける」のその場限りの訓育となり勝である。

反省は眞實を生む。私達にどれだけの精進努力の道が歩まれてゐるか。兒童達と大同小異ではあるまいか。知りつゝもなか／＼に實踐の伴はぬ人間的な悩みを味はつてゐるのではあるまいか。況して相手は頑是ない兒童である。今



日命じたり、約束したりした事が明日より間違なしに實行し得られるものと思つたら、それこそ淺慮至れりといふべきだらう。そんな淺慮は誰もしないであらうに、事實兒童達に要求する段になると忘れてしまふ傾向がある。私の受持つた或るやんちやは「君は度々同じいたづらをする。もうこれからは必ずやらぬと約束しようぢやないか君も男だ、しつかり約束しようよ。」といふ間に對し何等の返答もなかつた。色々と語つた後、また「どうだい。」と言つたが、やはり黙したまふであつた。暫く考へさせてまた問ふた。澁々言ふた彼の答は「忘れてまたやつちまふかも知れないんです。」であつた。これは彼の本當に考へ抜いた答であり、自責の念に充された返答であらうと深く心打たるゝものがあつた。

山奥の隱遁者の生活ならいざ知らず、今日の複雑した生活―よしや兒童達にしろ―の中にあつて、どうして同じ事にのみ考へを向けて居られよう。それできなくてさへ生命力の旺盛な兒童達であり、遊戯の中に終始する兒童達であるその兒童達を相手とする訓育であることを我々は常に考慮せねばならぬ。

放任は許されぬ。常に指導の眼をよき日本人へと實踐する兒童の躰けへと注がねばならぬ。その躰への歩みの一つである週間教育の實相に就いて述べ、諸賢の御批判を仰ぐ。

## 二、週間教育に就いて

### (一) 社會に於ける週間教育

現今の社會教育は組織化の途上にあつたが、幾多の施設方法により社會大衆を裨益する處世大である。青少年團の指

導、圖書館、ラヂオの利用、其他一般の講演、講習等其の顯著なるものであらうが、何々週間、何々デーの實施も其の一端をなしてゐる。

特に近來各種の方面に考慮が拂はれて、次々と新しい週間の實施を見るは注意すべきことである。

抑々この何々週間なるものが何時頃より如何なる經過を辿つて實施されるに至つたか知り得ないが、現今に於いては、社會教育の方法として重要な存在となつてゐるやうに思ふ。

此の週間なるものには、多分に訓育的部面の含まれてゐることは見逃せない事實である。殊に今回實施された國民精神總動員強調週間の如きその白眉である。其他他精神作興週間、母の週間、乳兒愛護週間、遵法週間、方面同情週間等總べて訓育的に強調される週間である。

たゞこれが要求點のどの程度まで社會大衆に浸潤し得るか。また如何にせばよりよく徹底し得るか。その悩みは組織化の途上にある社會教育なるが故に多からう。

### (二) 小學校に於ける週間教育

週間教育なるものが社會と小學校の何れに早く發生せしや知り得ないが、小學校に於ても社會教育の週間教育を實施すると共に、小學校独自の週間教育が相當に行はれてゐるやうに思ふ。

小學校に於いては訓育を主體として行はれてゐるやうである。然し誰しも考へる如く、訓育が單なる一週間で完成されるものではなく、満足されるものでもない。

訓育は教育活動の全面に亘つて間斷なく考へられ、行はれなければならぬものであることは前述した。然し事實は



弛緩の連続となり、忘却の平原となり勝である。其處にポイントを作り、節を與へ、山を求むることが緊要である。週間教育はそのポイントであり、節であり、山である。

さればこれを中心とし或は契機として、實踐力を涵養するのである。躰けるのである。然し外的な強制的な意志陶冶に専念し、事を急ぐの餘り、大人の縮圖養成になつてはならぬ。週間教育不訓育に於いては敢行し、貫行し、而して慣行し完行する姿こそ望ましいが、我々の訓育は完成の訓育でなく發展の訓育であることを心せねばならぬ。

今宮先生は「日本精神の訓育」の中に「現在の小學校の訓育は正しい全體觀的な眼を缺いて部局的な偏したもので効を急ぎすぎ、すべてを完成せねばならぬと考へる誤謬に陥つてゐる。」と言つてゐる。深慮すべきだと思ふ。

三、我が校の週間教育

(一) 週間教育の系統案

校 學	日務毎月の 標力の	
間 週 治 自	自治	四月
	習業修學	五月
	世務公益	六月
間 週 康 健 (間週約節錢遺小)	健康	七月
	博愛	八月
間 週 祖 崇 神 敬	敬神 崇祖	九月
	剛健	十月
	協同	十一月
間 週 儉 勤	勤儉	十二月
間 週 法 作 儀 禮	恭敬	一月
	修徳	二月
	報恩	三月

會 社	級 學	
間 週 法 遠 交 1 デ 全 安 通		
間 週 護 愛 乳 嬰 間 週 除 驅 虫 整	暗誦 週間	
1 デ 防 豫 パ シ ム		
間 週 取 蠅		
1 デ シ ナ 酒 間 週 除 驅 虫 採		
強 員 勤 總 神 精 氏 國 週 防 檢 核 結 間 週 調	讀書 週間	
間 週 興 作 神 精 間 週 導 指 業 職		
間 週 防 火 間 週 藥 産 方		
	奉仕 週間	
間 週 の 母		

- 一、現在の本校の週間教育は昭和八年度より實施してゐる。
- 一、毎月の努力目標と關聯し實施する。
- 一、社會實施の週間は勿論學校に於いても實施する。
- 一、學級實施の週間は學級隨意とする。
- 一、「小遣錢節約週間」は後述するが臨時に設定したものである。

(二) 週間教育實際

(1) 實施案

昭和十二年四月十九日

兒童保護者殿

湊尋常高等小學校長 小貫愛之介

自治週間實施について



毎年実施いたします週間教育の際は御多川の處々御後援を賜り洵にありがたく存じます。本年度に於きましても御子様方に良習慣をつけるため、御家庭の協力を戴きまして週間教育を実施することにいたします。何卒御援助を御願ひいたします。

四月二十日から向ふ一週間は「自治週間」です。左記実践要項を御覽の上各學年相な御應指導を御願ひいたします。

記

一、自治週間について

本週間は本校々訓にある「何事も自分から」によりまして自律的に道徳的行爲をなし、自治的に行動する良習慣を養はんとするものであります。

學年始に於きまして自治的精神を涵養し、自律的習慣をつけることは、一ヶ年の學習上にも、訓育上にも、體育上にも、最も大切な事と思ひまして、特に自治精神の徹底をはからうと思ひます。

二、期間 (自四月二十日、至四月二十六日)

三、実践指導要項

(一) 自分のは自分でいたしませう。

- 1、夜具の仕末は自分でする。
- 2、髪の手入は自分でする。
- 3、着物の着方も自分でする。
- 4、自分の持物をよく整頓する。
- 5、机の中を整頓する。
- 6、履物の仕末をよくする。

7、豫習復習も自分から。

(二) 進んで學校のため、世の中の爲よいことをいたしませう。

(1) 學校では

- 1、朝會は早く正しくならぶ。
- 2、教室の出入は静かにする。
- 3、紙屑を散さないこと。
- 4、便所をよごさぬやう注意する。
- 5、當番のしごとをしつかりいたしませう。

(2) お家では

- 1、道ばたで遊ばぬこと。
- 2、左側を通ること。
- 3、道でない所は通らないこと。
- 4、田畑をあらさないこと。
- 5、はやり歌をうたはないこと。
- 6、樂書をしらないこと。
- 7、公園やお宮、お寺等の草木を傷つけぬこと。

(三) 其他

- 1、自治會で決めたことは必ず守りませう。

昭和十二年七月七日

湊尋常高等小學校長 小貫愛之介

兒童保護者殿

健康週間實施に就いて



國民の體力増進を圖ることは全國民が協力して當らなければならない重大な事であります。

學校に於きましても常に兒童の保健衛生、體力増進に努力して居りますが、今年も兒童健康の増進を圖る爲左記の要項に依りまして健康週間を實施致します。何卒御子様方に適當な御指導を下さる様御願ひ致します。

一、期間 (自昭和十二年七月七日至同七月十三日) 向ふ一週間

二、健康週間の趣意

日増しに暑さが加はるので胃腸の働が衰へ、身體の抵抗力が弱り、種々の微菌は温度と濕氣との爲に繁殖が盛んになり色々な傳染病、胃腸の病氣、或は中毒性の病氣が多くなります。この子供の健康に最も注意しなければならぬ大切な時に際し、保健衛生思想の涵養と體力増進につとめる良習慣をつける爲健康週間を實施いたします。

三、實施要項

(一) 飲みもの食べものに氣をつけませう。

1、食物は成るべく規則正しくして、過食、間食をつゝしませう。

2、よくかんで食べませう。

3、食前に必ず手を洗ひませう。

4、生水、悪くなつた菓子、未熟又は腐敗した果物、新鮮でない魚等は危険です。

(二) 運動してからだをきたへませう。

1、朝の運動……深呼吸、ラヂオ體操、朝の仕事。

2、休み時間……外ではがらかに運動いたしませう。

3、あぶない遊はせぬやうに……ひとりで水泳はしないやうに。

(三) 早寝早起をいたしませう。

1、ねる前には必ず齒を磨きませう。

2、ねる時は腹巻をいたしませう。

(四) きれいにいたしませう。

1、身體をきれいにいたしませう。手足、爪、頭、髪、皮膚)

2、着物をたび／＼洗濯しませう。(肌着は垢じみないやうに)

3、室内をきれいに、風通し、採光を良くしませう。

4、夜具はたび／＼日光にさらしませう。

(五) 其の他

1、蠅の驅除につとめませう。

2、トラホームを早く治療いたしませう。

3、傳染病のある處へ近よらぬやう。

4、指や鉛筆をなめぬやう。



四、學校に於ける實施豫定

日	曜	日次	實 行 事 項
七日	水	第一日	衛生講話、ラヂオ體操、學級訓話、映畫(衛生)
八日	木	第二日	校舍内外清潔。
九日	金	第三日	トラホーム患者に對する注意。
十日	土	第四日	水泳開場式、水泳に關する注意。
十一日	日	第五日	買食無しデー、家庭に於ける清潔(髮洗、洗濯、日光消毒等)
十二日	月	第六日	學校長訓話、ラヂオ體操。
十三日	火	第七日	模範日、學級反省。

昭和十二年九月二十日

湊尋常高等小學校長 小貫愛之介

兒童保護者殿

敬神崇祖週間實施について

長くも皇室に於かせられましては、皇靈祭をとり行はせ給ひて敬神崇祖の範を萬民に垂れたまひます。この彼岸一週間は各家庭に於ても崇祖の行事が行はれ敬神崇祖の美風が漲る時であります。この機會に於きまして兒童の生活を通し敬神崇祖の精神を培ひ、忠孝一致の美德を涵養する爲、本週間に設けて御家庭と協力いたし、兒童の實踐指導に努力いたしたいと存じます。

實施要項と施設 (自昭和十二年九月二十日至同十二年九月二十六日)

日	行 事	實 踐 事 項	兒 童 の 作 業
二十日 (月)	敬神崇祖講話 奉安殿清掃 神社掃除 彼岸に因める講話	一、毎朝神棚佛壇の禮拜をいたしませう 二、屋敷内の氏神様は毎月(一日十五日)掃除しかつ參拜いたしませう 三、神社の祭日には必ず參拜いたしませう 四、近親の命日には展墓いたしませう 五、本週年中必ず墓参いたしませう 六、神社や寺の前を通る時は必ず禮拜することに致しませう 七、出征軍人武運長久を祈願いたしませう 九、神社佛壇の境内で悪遊はしないことにいたしませう 九、神社參拜の作法を正しくいたしませう	一、神社や寺についてのしらべ 二、祖先の命日のしらべ 三、家系家紋などの調査 四、週間に關係のある圖書、綴方、書方、手工等をつくる 五、週間生活發表會を開く
二十一日 (火)	神宮造拜 樞原神宮參拜 神前講話		
二十二日 (水)	天滿宮參拜 皇靈祭に就いての講話		
二十三日 (木)	秋季皇靈祭 國旗掲揚 祖先 學友の展墓		
二十四日 (金)	弔慰祭		
二十五日 (土)	家系と家紋の話 氏神、神棚、佛壇有無調査 烈公忌日		
二十六日 (日)	氏神、神棚の清掃		

一、右は本年度既に實施せる三案であり、調育部にて作成したものである。

(2) 時局に處して

第四篇(田所)



昨代は進み世の變るにつれて、其處に存在する凡ゆるものは、大小の差こそあれ自發的に或は人爲的に變つて行く教育の營みもやはり動く、然し朝令暮改の動きであつてはならぬ。深き認識と考慮の後に生るゝそれではなくてはならぬ。

現在の日本が立向つたこの時局、全國民が異常の關心を持たずには居られぬ非常時局である。舉國一致の秋、政府が國民精神總動員に全力を注ぎつゝあるもその意に外ならぬ。

我が校はこの國民精神總動員の訓令を待つまでもなく、去る七月を期し「小遣錢節約週間」を実施した。その餘金を今回の事業關係の各方面に献金した。週間教育をかゝる方面に利用することは最も機宜に適したものであると思ふ。

(3) 家庭へ

前掲の實施案は家庭への通知を兼ねて作成したるものである。家庭へ呼びかける事は教育の全野に亘つて必要である。特に訓育に於て然り。

家庭教育の本質を辨へず、「私共の家庭ではとも子供の教育は出来ません、學校におまかせいたして置きます」といふ父兄がよくある。これは家庭そのものゝ存在を忘れた一面觀から來てゐる誤謬である。

家庭教育とは家庭教師のなすが如きものゝ如く考へられ易い。勿論それも家庭教育の一部面ではあるが決して全部ではない。家庭には性愛に結ばれたる夫婦と、血縁に繋がれたる親子、兄弟姉妹の極めて密なる又最も純なる人間交渉がある。其處には教育的な意義が多分に含まれてゐるのである。

さればその家庭に是等の實施案を持ち歸らしめ、夕食後一家擧つて食休みでもしながら、誰か朗讀してその内容を

知り、實行に共々助力してもらふことを望むものである。

然し大部分の父兄達は生活の複雑と多忙が理由となつて、このうるはしい家庭教育の一情景が見らるゝことの割合に少ないのを遺憾に思ふ。

私はかつて修身帳の終りに通信欄を設けてその情況を知らうとしたことがあつたが、豫想の裏切られた淋しさを味つたことがある。

訓育に於いてはたゞ授け、たゞ配り、たゞ教へただけで能事終れりとするものはなからうが、あつたとすれば全行程の半を歩んだに過ぎぬ。未だ半行程しか歩まぬのに目的地に達せざるをかくつものなきや、訓育の實績擧らざる一基因は此處にありと思ふ。

(4) 郷土に即して

郷土に即する訓育が望ましい。我が校に於いても「勤儉週間」と「禮儀作法週間」は郷土を考慮して實施してゐる。海濱地方―特に漁師町―の弊風である買食ひは一家總動員といふ頗るまづい姿で行はれてゐる。亦海濱地方の方言は既に定評がある。

此等の眞の矯正は家庭より根本的に行はねばならぬから、稍々不可能に近い程である。或る女兒が受持教師に「いゝ言葉を使ふと家の人に笑はれる」と告げたさうだ。兒童達はまるで言葉の二重生活をやつてゐる有様である。學校生活に於いてだけでも正しい言葉に近づかしめ、ひいては家庭にまで及ぼしたいと、全校一致矯正に盡力してゐる。

(5) 發展的に



前掲の實施案は具體案ではあるが一般的な案なるが故に、各自の受持兒童の實狀を凝視し、適切に指導するのである。それに發展に指導するやう考慮することが肝要である。發展なき繰返しであつてはならぬ。

今「自治週間」に於ける概略の私案を申すならば、低學年―「自分の持物の整頓」中學年―「教室の出入、掃除當番」高學年―「學習方面」、高等科―「全般的の精進から進んでは下級生の輔導善導へ」に主力を注ぐと言つたものである。

(6) 弔 慰 祭

(イ)方法 現在では「敬神崇祖週間」中の行事として行つてゐるか、同週間實施以前大正三年より毎年實施してゐる。全校生徒を參列せしめたい場面があるが、それは不可能の爲卒業期兒童の全部と他は學級代表だけにしてゐる。

式次第次の如し

- 一、始祭ノ辭
- 二、清祓ノ式
- 三、祭主祝詞
- 四、校長祭文
- 五、來賓ノ弔詞祭文
- 六、兒童總代弔詞
- 七、神 拜
- 八、閉祭ノ辭

(ロ)兒童への反映

弔 慰 祭

尋 六 渡 邊 亮

弔慰祭は九月二十四日に行はれた。僕は此の日は悲しかつた。それは僕のしんせきの者で喬君といふのが、その日お祭りされる中にくたからだ。

喬君は尋常四年の時死んだ。僕はその時泣いた。泣かすにはゐられなかつた。喬君は「アナウンサー」が非常に好きであつた。

弔慰祭には喬君のお母様がさびしさうな顔をして來てゐる。

僕の目は喬君の顔があり／＼と浮んだ。そして喬君が僕に「亮ちゃん、うんと勉強して立派な人になつてくれ。」といつてゐるやうな氣がした。

式が終つてめい／＼自分の定められたお墓へ先生達といつしよにお参りに行つた。僕は館山だつた。こんなにくさんの人達にお参りをなされて、死んだ方々もきつと草葉のかけで喜んでゐるに違へないと思つた。

弔 慰 祭

尋 六 大 山 美 好 子

九月二十四日になくられた先生方やお友達の弔慰祭がありました。

尋常二年の頃教はつてなくなつた高田先生のお姿が頭にうかんで來ました。高田先生やその外の先生達も皆きつと私達の幸福の爲に、お身體をわりしてなくなつたのであらうと思ひます。

あの時、私はほんとうに先生の御恩といふことが心の中にしつかりときざまれました。

大きくなれば立派になつて、國の爲につくせる人達が、小さくなくなつたことを考へると、ほんとうにお氣の毒になります。私はその人達の分まで働きたいと思つてゐます。



(7) 教師も共に

よく約束はする、命令は發するが實行の伴はない憾みがある。その約束、その命令、教師も共に行つて見るがいゝ、行ひ得るか、どうか。考へて見るがいゝ、訓育への道に合つてゐるか、どうか。

「敬神崇祖週間」の實行の中に「毎朝神棚や佛壇に禮拜する」といふことがある。これは勿論毎日實行せねばならぬことではあるが、借家住居の私には神棚も佛壇もなかつた。児童達には實行せしめ、自らは實行せぬ心苦しさから、形ばかりの棚を作り、お供物や禮拜をすることにした。こんな事にすら忘れてしまふ心苦しさを、恥しさを味つた。實に反省させられた。

この事實は訓育の全般に亘つて味ひ且つ反省させられることだと思ふ。児童達の訓育實踐に對する眞の理解が其處から生れると思ふ。

(8) 教科との關聯

週間教育を教科と關聯して實施して見たが有効であつたやうに思ふ。

(イ) 暗誦週間 各學年共暗誦せしめて置く必要のあるものがあらうと思ふ。それは順を追ふて永續的にやるのが教育的であらう。永續と反覆を忘れぬと共に、週間教育により暗誦徹底への波を作ることが肝要だと思ふ。

私は高一を擔任してゐる爲、この週間に (1) 戊申詔書、(2) 珠算の割算九々、(3) アルファベットを暗誦せしめた。

(ロ) 讀書週間 讀書といつても種々な場合がある。一般的な趣味養成、研究、修業、生活の爲の讀書等があらう。何れにせよ、讀書は人生に於ける重要事であるから、これが指導は常に心せねばならぬ。

児童達には圖書館のやうな設備があつて、自由に讀書出來ればこの上もないことであるが、現在一般には望まれなから、現状に於いて各種の考慮と計畫をもつて指導するがよからう。

本校に於いて一般に學校の児童圖書による讀書指導は相當に行はれてゐる。

私は児童達か新教科書を手にした時、これが讀破を目標として讀書週間を實施して見た。

毎日讀んだ課の數をグラフに表はした。その伸びて行くのを喜び勇んでやつた。「我軍の進撃も斯くの如しだ」など、賞讃すると益々馬力をかけてやつた。

三、結 び

我が校週間教育に就いて雜駁であり、物足りぬ氣はするがあまりの儘に述べた。

週間教育も單なる行事として繰返さるゝ時何の形骸も留めぬものとなる。確たる目標をつかみ、これが達成實現に努めねばならぬ。その歩みには幾多の困難、悩みがある。

訓育の困難は到る處に漂ひ、悩みは次々に湧いて來る。この困難、この悩みを突破征服が我々に與へられた責務である。人をつくり上げることへの重責を負はされた尊い任務である。

今や我が軍は聖戰に目覺しい奮闘を續けてゐる。我等もこの聖戰に精進の絆を締めねばならぬ。



## 我が校の経済的訓育指導

行方郡小高尋常高等小學校訓導 小 沼 貞 義

### 一、緒 言

十有八年の歳月と七十余萬の巨費を投じて八十町歩の廣大なる面積を有する霞ヶ浦埋立事業は我が小高村教育の大活材料であると思ふ。この事業は去る大正九年、積極進取に富み更生の意氣に燃え、自己の力に依り打開し、自己將來の運命を展開し以てよりよき小高村を建設せんとの意圖より計畫されしものである。

殊に事業遂行の途中に於て數回に亘り再び起つ能はざる経済的困難に遇ひ、つぶさに艱難辛苦をなめ、あらゆる努力を傾注して、昭和十一年末殆ど完成を見るに至つた。

之は彼の在米日本人、牛島護爾氏が幾度か挫折せんとし乍らもよく萬難を排して積極進取四千町歩を開拓し、遂にその力はカリフォルニアの市場を左右し、更に南米に發展せんとせし處の大事業大理想と合致せるものであると思ふ。之を我が國の現状よりみる時、今や國民の協和團結を一層強固にし、敢然國策實現に邁進しつゝあるを思ひばこの開拓事業は現下日本の一の國是のシンボルであり、こゝに流れてゐる日本精神を汲み取り、以て我が小高村教育の活材料とするに充分且つ余りあるものと深く信ずる。然して事業は一人の指導者によつて創められたもので、誇張すれ

ば彼の獨乙のヒットラー、伊太利のムッソリーニの指導精神にも比すべく實にこの指導精神こそ偉大なるものであると思ふのである。

### 二、訓育の目標

この偉大なる事業は我々に何を教へ、この尊い歴史は郷土人に如何なる精神を示してゐるか、

- (一) 経済的現状に飽き足らず更に理想を構成し
- (二) 時に己よく指導者となり
- (三) 協和協力共働を旨とし
- (四) 萬難を排して實行し

自ら現状を打開し、運命の開拓を計る。

この精神であると思ふ。

### 三、経済的訓育指導施設

以上の如き特性に立脚せる本校訓育は、各種の方向より考慮し、多岐に亘る施設が行はれてゐる事は言ふ迄もないが、本村の現状又開拓事業の性質等より考へる時、経済問題の處理が最も急務の様と思ふ。

元來この事業は経済的發展にその基礎を置いたもの故、必然に経済的訓育に力を入れねばならない。



經濟訓育は我が郷土の特殊性のみならず、一般教育上よりみるも、現下の時勢よりみるも、亦甚だ重要な事であることは論を俟たないであらう。

社會の幾多の犯罪幾多の事件が、この經濟を根柢に含んでゐる事を思ふ時、我々も及ばず乍ら教育によつて來るべき世界を、より明朗に、より健實に、より住みよく建設すべく努力精進を続けねばならぬと信ずる。

(一)消費生活指導の購買部經營

當校の購買部設置は去る昭和二年である。當時當村の購買組合は事業につまづきを來し、その活動を停止し、之が復活の機運に至らず、この時代に合つた消費組合が活動を開始し得る様、一日も早く整理の運びに到らん事を願つた。猶せめて將來のその力強き基礎を作らんとしたるもこの理由の一つであつた。

その運営について少しく述べれば、利益金使用に依つて、具體的に兒童にこの購買組織の効果を示し喜びを與へ、この新時代的消費機構をより具體的に體得せしめ、協力團結と喜びと實行とを以て、この購買組織をより立てんとする様に仕向ける事が賢明な策であると思ひ、之を實行してゐる。

時と處とを問はず、教科の何たるを論ぜず、教育の機會と必然性を考へ、目的活動を通して目的を陶冶するとの當校のねらひ所は、即ちこゝであり、修身教材の協同節約自主自立積極進取等の日常のよき實踐事項であり、高學年の讀方農業等の教材理解の對象となり、體認となり、そこに強き熱意は生じ、自力更生經濟更生等の現在並に將來のよき土臺であり、之が家庭に伸びて社會教育の一部を擔當させつゝ經營させてゐるのである。

之が日々の活動は高學年兒童の當番制度、犠牲社會としての陶冶を始め、簿記會計方法、算盤の實地練習、活用、整

頓の實際的價值を知り、そこに方法の工夫となり指導となり、更に實道徳等の指導の機會となつて、全一的生活指導の教育となる、かゝる意味のもとに活動を續けてゐるのである。

(二)經濟的能率的ノート使用

ノート使用に當つては、自己の學習過程を一目瞭然たらしめて復習に便なるよう使用し、更に自己人格の現れたる事を條件とし「きれいに、無駄なく、見易い」がその標語となつてゐる。中には「無駄なく」を極端に實行し、余り字を小さく書き一目瞭然復習に便なる本來の使命を没却する女兒童もある故、常に之が注意を喚起するため、近眼の自己に社會に及ぼす損失、復習に不便を來す時は、時間に於て實に於て非能率的非經濟的であること、又余白を残し不經濟になる使用者等には、或時は製紙の過程、又はノートとなる迄の話、又は我が國では外國より原料輸入をなし得る故、節約により幾分にも之が防遏に力めねばならぬ等、無意識的使用法を脱して眞に理解の上に立てる使用法をなさしむる事に工夫して居り、更に優秀なるノートは學級展覽會に供し、他を刺激誘導するは勿論、自然本人の賞讃となり、益々より善き自奮を促し、學級並に學校全員がより善く使用し以て學級學校のリーダーにならんとする氣構への養成に資し、こゝに日常の學習生活を通して、學校に在る時も家庭に在る時も積極的自發的に勤勉努力繼續的忍耐的學習が行はれ、これより指導者となり現狀打開以てよりよき運命開拓者とならんとすることに、全職員協力して指導に當つてゐる。

(三)時間の尊重

早起早登校早集合



「一家の爲に有用なれ」本當にお前があるので仕合せだといふ様になる事は、家庭生活を明朗にし眞に家庭の團體生活を有意義にする。之だけでも貴重なる收穫である。この家庭の喜びは即ち生きる喜であり、この積極的繼續的犧牲奉仕は勤勞を産み工夫創造の根基となりそれこそ自己の心身全能力を發揮し、更によりよき生活をなし、己よく家庭の指導者となり、一步でも現状より進んでよりよき家庭生活をなさんとする事を目標とし、こゝに早起早下校を奨励し、更に生活反省を與へ統一づける爲に日誌を記入させ、今日一日を自分の爲に、家の爲に、學級學友等の爲に、如何に活動し奉仕したるかを記録せしめてゐる。

早登校は自習に學級學友等の爲に活動する時間を與へる爲で、登校順を示す札により競争せしめ、登校すれば當番勤務に、自習に、奉仕に、必然的に活動を開始する。こゝに活動の機會を與へるべく、他律的には興味と獎勵とを以てし、自律的には前記の日誌の記載をなさしめて居る。尙朝起と下校の時刻を記入させ、之が比較をする爲に標準時の必要に迫られ、通學團の奉仕事業として各部落毎に「時刻合せ」を勵行してゐる。朝起の時刻比べ、登校競争は兒童が興味的になすものであり、興味ある所必然的に實行が促されるといふ實情である。

「時刻合せ」の方法は朝早く又は土曜日の晝食時を利用して行ふ。こゝに自然的に家庭との接觸が出来好都合である。此の如くして學校と家庭とを連絡せしめ共に仲ばしあひが出来る方法を探つてゐる。

尙早起會は月一回の施設があり、團體登校は一週に二回宛行ひ、遅刻者の誘導等に苦心を拂つて來た。

時刻厳守は之また大切な公民的訓練事項であり、村の諸會合等にあつても仲々實行し得ないのを見る時、一層痛切に之が訓練徹底の要を感ずる。之が訓練として朝會や毎時の集合に際して振鈴せば即時整列することをやかましく注

意し、眞に共同生活の本義を理解せしめ、實行をば教師の強制に依らず理解の上に立つて體得せしむべく努力して居る。教師の週番は勿論擔任指導は常に指導意識を熾烈にし、兒童に自發活動をなさしめつゝその成績向上に力めて居る。然し乍ら兒童の自律に俟つのみでは訓練の効果はあがらぬ。兒童役員當番の監督なり、獎勵を通して即ち掲示板へ集合の早き者遅き者を掲示し、日誌に之を記入する等他律的方法をも加味し、外部より内心に進む訓練の軌道を通る事にしてゐる。その結果は着々成績の向上をみ、之が延いて今や青年學校生徒に及び始業時刻前集合が嚴守され、更に一般村民にも響いて集合の席上等に「兒童等に笑はれるから」の言葉を聞くのは私共の喜んでゐることである。指導組織の考究と指導意識の熾烈さは訓練の鍵であると信ずる。

#### (四)貯金の獎勵

當校の貯金獎勵は目的生活をさせ乍ら積極進取勤儉節約堅忍持久の良習慣を養ひ、個人經濟生活の基礎を作らんとするもので、私慾を抑へ誘惑を斥け、困苦に耐へつゝ無駄排除、消費節約、工夫創造、進んで勤勞し收入を計らせる。この精神をはかる尺度として如何程貯金が出来たかを考へさせるもので、額の多少にはさ程の重きを置かぬ。尙收入支出節約等の記帳をさせ、月末に之を一覽表に記入せしめて獎勵するは勿論、反省の資料として居る。學用品は勿論の事、中には「桑を摘めば一日何錢」とか「豚の飼育費幾ら宛」或は「運動會、祭禮、お盆、正月等の小遣」「お客よりの小遣節約」とか更に「蝗採り落穂拾ひ、兎飼育」等現れ來り積極的忍耐的繼續的勤勞節約をなし以て經濟生活の合理化を計り、こゝに農村的訓練をなし得るは勿論、「より多き收入、より少なき支出」を標榜する經濟生活の本質を理解し體得せしめるのであるが、遺憾ながら四割程の兒童は未だ通帳を持たぬ。



(五)農村的女子經濟訓練の兎飼育

女生の當番制に依り、辯當の残り、野菜の屑、落穂等の廢物利用と、勞力による草葉の集積等によつて兎の飼育にあたり、廢物利用勤勞尊重等反復實行以て習ひ性となることを念願し、子兎は安く販賣し兒童の家庭飼育を奨励するは勿論各家庭の剩餘勞力を利用して農村副業奨励の一助となしてゐる。

(六)雞、家鴨の飼育

屑糶屑野菜等を集め飼育をするが女子に之が飼育の興味を持たしめ、飼育知識の啓培を以て農業の多角的經營法の理解體得に資してゐる。

(七)干拓實習地

本村干拓事業の完成近づくや本校は七十アールに余る實習地借用を申込み初年度(昭和十二年)故一週間に亘り職員兒童一体となり地ならし田植等をなし一アールに硫安半呎の割合にて四十二俵の收穫を見た。勿論職員生徒にて草取り耕耘の作業をしたのである。而して簡易に然も干害の心配もなく、植付さへすれば刈取ることの出来るてふ印象を強くさせ、本事業による經濟的の打開を一日も早く行はんとする意氣を生ぜしめ、具體的に農村的訓練をなすつゝ共同生活訓練をなし然も共同耕作の能率的なる点等を休得せしめんとして實施せるものである。

## 級長制度の研究

猿島郡境尋常高等小學校訓導 石塚勇次郎

### 一、はしがき

學級訓練級風作興上兒童側の最も重要な問題は級長の問題である。小學校に級長制度を設置することが果して是か或は別な役を置くことが果して是か、その運営を如何にすることがより教育的であるか等と考へるとこれは單に學級の問題ばかりでなく、學校として態度を決定してかゝらなければならない重要問題である。

### 二、級長制度設置の必要

級長制度を態々設置する必要があるからどうかといふことは兒童をして學校教育に參與せしめるのがよいかどうかといふことと同様な意味を持つもので、若しかゝる間が發せられたならば私は即座に必要ありと答へるであらう。その根據は究極する所、兒童の自治訓練を目ざすからで、これを碎けば一つは兒童をして學校活動に參與せしめる立場から、更に一つは兒童生活の輿論の代表としてといふ貴い任務をもつものであるからである。

私は國內主要學校百七十校を選定して級長制度に關する種々の質問を發した。幸ひ百十六校といふ多數校の權威あ



る貴重なる意見を徴するを得た。百十六校の中設置せずといふ學校は僅に八校であつたのを見てもその必要を強く物語るものであると思ふ。

### 三、級長の名稱

學級兒童の自律的自治的活動の代表者としての役員の名稱が舊來の級長といふ名稱のままではよか、或は別に適當な名稱が有るが、級長といふ名稱は從來やゝもすれば治者被治者の感を持たしめ、やゝもすれば教育的弊害を生ずるため、自強團とか自治會委員、兒童會理事、級奉仕係、級務委員、監生といふ様な名稱を用ひてゐるものがある。その内容は同じでも以て参考とすべきことではあるまいか。

私は級長を一教師の指名によつて決定する場合にはいざ知らず、兒童の互選によつて決定するものとするれば、級長なる名稱敢へて苦にするに足らずと思ふ。

### 四、級長の任務

前に述べた様に級長を設置する目的が兒童の自律自治心の啓培訓練にあるのであるから、——従つて、此れからその任務内容を考察することが出来る。(一)兒童を學校活動に自發的に參與せしむる立場からは (1) 學校學級の事務的雜事を手傳はせる。(2) 兒童の模範となる人物を擧げて學校活動の赴く所を具體的現實的に示範させる、(3) 教育の本質的活動の助力者たらしめる。(二) 兒童の輿論の代表者としてその統率と教師兒童の連絡を圖らせる等々。

此等は勿論學年の程度學級經營の組織によつて相違を生ずべきものであるが學校としては次の様な規定を設けてその目的とする所を明かにしたい。

#### 級 長 規 定

第一條 兒童をして自治的精神を體得せしめんが爲に尋常科第三學年以上の學級に級長、副級長各一名を置く。

第二條 級長、副級長は其の學級兒童の互選により學校長が之を任命する。但し第四學年以下は擔任訓導がその選定に當る。

第三條 級長及副級長の任期は一學期間とす。但し同一學年に於ては連學期級長たらしめざること。

第四條 級長、副級長の任務左の如し

#### 一、級長の任務

- 1、常に學級兒童の模範たるべきこと
- 2、教室の出入の際教師の補助をなすこと
- 3、當番兒童の指導をなすこと
- 4、學級日誌の記入をなすこと
- 5、授業に關する諸台圖及び室内の整理整頓を司ること
- 6、學級自治の向上風紀規律の善導に務むること
- 7、學級自治會の議長となること



- 8、學校自治會委員となること
  - 9、教師の命令傳達又は兒童の希望を教師に申出づること
  - 10、其他教師より命ぜられたることを處理すること
- 二、副級長の任務

- 1、常に級長を補佐して級務に當ること
- 2、級長不在又は事故あるときは其の代理をなすこと
- 3、學級自治會副議長となること
- 4、學校自治會委員となること

第五條 級長副級長は任務中所定の徽章を佩用する。

第六條 級長副級長任期中と雖も服務上支障を生じたる場合には之を變更する。

### 五、級長たるに適する人物

級長は模範的人物であると共に統率力を要する。學級の中には自然にその中に指導者が現はれるものである。大別すると人徳的指導者と暴力的指導者とが考へられる。我々の欲するものは前者であつて彼は自ら統率者にならうと努力するのではない。その學級に及ぼしてゐる彼の強い影響は意識的のものではなく學級は其の影響を欲するものでもなければ、またこれを知ることなくして彼に服従する。學級の各員は彼を尊敬し、愛し、信賴する。この様な指導

者により統率される學級又は集團はやがて共同社會又は天道的社會へと發達する。暴力的指導者となるものは己の反對者に對して屢々威力を用ひる。それ故に學級員からは尊敬されるが愛されるのではなく恐れられる。此の種の兒童が學級又は集團を統率するときはその社會は徒黨又は霸道的社會となり易く、彼は部下をして盲目的に服従させ様とする。我々は實際教育に當つて前者の様な有用な指導者の發生を望むものである。級長には如何なる人物が適當であるかは其の選定が教師によつてなされた場合には、その選ばれた者が、學級兒童から見ても統率者となるに適當な者でなければならぬし、兒童の選舉によつて定められる場合にも選ばれた者が教育的意味でのリーダーでなければならぬ事になる。如何なる統率關係が教育に望ましいかは教師と兒童の両面から見なければならぬ。

此の意味に於て級長選定に當つては兒童の互選の結果をまつて教師が決定することは望ましいことである。そして一般に此の——級長——の立場に立得る兒童は (1) 身體健全で、(2) 氣立よく、(3) 知能優り、(4) 公平で、(5) 眞面目で (6) 多くの者から尊敬を受ける者でなければならぬ。統率者自らも學級の爲に努力を惜まず學級全體の興味や、兒童の行爲に對し自らその手本となるべき者なる事を意識してゐる者であらねばならぬ。

### 六、役員の数及任期

役員の数及任期は、成るべく多くの兒童に統率者としての經驗をさせたいといふ立場に立つものはその員数を多くし且任期も短くしてその機會を多くしようとしてゐる。中には一週間交替にして置くものすらある程である。さて級長制度を設けて置く學校に就て之を見るに、その員数は級長一名、副級長一名を普通とし、その任期は一學期交替が



多い。多くの人に経験をさせようといふ立場に立つものからすれば、その學年間再任を認めずとまで極限してゐるものがある。(一覽表参照)此の結果は六乃至九の級副長が出来る理であるが、それでは果して統率といふことが良く行くかどうか疑問とする所である。此の意味に於て私は其の数は長一副一を本體とし、男女組に於ては長は男より、副は男女各一名計三名を適當と思ふ。任期は一學期交替を本體とするも重任を遠慮することとし一學期を隔てての再任は認めることが適當であると思ふ。

### 七、級長設置の始期

級長は兒童に相當の體力と自治の精神が出来た學年から設くべきである。而して自治心は何才頃から發達し始めるものであるか、學者の説を考究して見よう。

#### (一)デーリング氏の説

七才の兒童の或學級では三十九人中十四人までは孤獨的の兒童で社會感情がなほ十分に發達してゐなかつた。十才の頃では頑固な群團が存すると共にまた變り易い群團も現はれる。

#### (二)田 氏

二年の終りから三年にもなると子供達の中に……かゝる中にも次第に自治の習慣も出來始め、共同生活が發達して來る。友人の人物學力などお互ひにわかつて來ると、その人物學力の點に於て自ら與望のあるものを推し之を級長などに推薦して學級の中心が出来る様になる。この傾向は早く二三年頃から見られるが四年にもなれ

ば次第に著しくなる。

#### (三)兼 子 氏

一二年は主として教師側の態度に依つて殆んど受動的に左右される。萬事は教師中心であり、學級としての活動は教師が手を加へないと纏りのない、めい／＼勝手な衝動的のものになる傾がある。中頃三四、五學年は學級活動は積極的になり、活潑になるが十分に自治的と云はれず亂暴になり易く、教師のいふことも中々實行されない場合が生ずる。五學年の終りから六年にかけては一般に自重し來り自發活動が旺盛となり、クラスの道徳感などが非常に高まる。

是等學者の説を總合して考へて見ると兒童の自治心の芽生は尋常三、四年頃なることを物語つてゐる。一方調査の結果より級長設置始期を觀るに尋二より開始するといふのが最も多く、次は尋三よりするものである。級長の任務内容を僅かに教師の助力者といふやうに要求の程度を軽く考へるときは割合に早くから其の任務も果し得るものと考へられるが、任務の要求程度を高くすれば従つて其の設置始期學年は高くしなければならぬ。あれこれを觀するに此の制度を正式に開始することは尋三よりするがよろしかるべく、その爲には尋二の終り頃に多くの兒童をして練習させることが良いと思ふ。

### 八、級長選定上の諸問題

#### (一)選定方法



學級の級長を選ぶ方法は、(1)教師が選ぶ法、(2)児童互選法、(3)児童互選せるものを教師が選ぶ法等が考へられる。然しながら實際問題としては第二の方法は適用されて居ない。第一の方法は知能のまだ発達しない低學年に於て多く實施せられてゐるものであつて、上學年に至るまで此の方法に依る學校は調査の結果に照しても少い様である。第三の方法に依るものであるが、これにも又種々の方法が考へられる。即ち(1)級長及副級長として適するものを各一名づゝ記名、或は無記名で投票させるもの、(2)二名乃至三名を連記投票させるもの、(3)投票の結果を児童に開票させるもの、(4)結果を發表しないもの等々あるが、専ら教育に關する限り何れの方法に依るとしても最後は擔任指導、職員會議を経て校長の決裁を待つて決定されるやうになつてゐる。とにかく選定の方法は學年の進むに従つて程度を高めて行く様にしたものである。

(二) 互選法開始學年

さて級長選定を何年頃から互選法に依るべきかといふことは大問題である——此れは一概に言へば、児童に自治心と指導的人物選擇眼の出來た時が最も適當な時期であるといふことが出来る、前に述べた諸學者の説によれば尋四、五年頃と思はれる。調査の結果表から見れば早いのは尋二より遅いものは尋五から開始してゐる。尙且小學校の教科關係をみるに尋五修身に公民の務尋六修身に國民の務尋五讀方に開票の日といふ様な教材があつて是等公民的陶冶教材との連絡具現化といふ意味から考へても尋四の第一期までは教師の選定により、其れ以後は児童の互選したものを教師が決定することが良いと思ふ。

(三) 投票結果に現はれる種々の現象

曩に述べた様に級長選舉が自治體に於てなされるその様に候補者を立て、選舉されるものでない限り、級長適任者として選出される人数も又、その得票も不定であつて致し方ないことで、そこに指導の餘地があり、教師に最後の決定權が保留されてゐる所以で、それだけ重要な問題である。その一は選出された児童數が多數に過ぎる場合でやゝもすると級員の半數も選出されその得票數も三、四票づゝばらく／＼になつて、その何れを可とするか迷ふことがある。これは低學年によく起ることではあるが、児童に選擇眼の備はらない時、或は學級に人物のない時に起る現象である。その二は選出される児童數が二、三人に纏つてしまふことがある。これは指導者として適當なものが抜群のとき或は選擇眼が備はつてゐる時に起る現象である。其の三は得票數の移動である。これは児童の發達につれて起る現象でこれまで散票してゐたものが數人に集つたり或は最多得票者が甲から乙へと移動することがある。次は得票の數と質と統率力の關係である。選舉が未熟者の間に行はれるのであるからして甲乙等が適者として選出したものは絶對多數であり、丙等の選出したものは第二位の爲級長になれなかつたといふ例がある。然るに丙等は學級の有力者で選擇眼もすぐれ、それ等の支持する児童の指導力は前者を凌ぐ場合がある。これは多數決の欠陥でもあつて留意すべきことである。その次は黨派的といふ程でなくも一つの友愛グループの現れで黨主に相當する一、二人に投票されることがあるから注意しなければならぬ。

(四) 選舉前後の指導の必要

互選法によつて級長を選出させる時に最も大切なことは如何なる級員——誰が此の學級では級長として最も良いか——を最適任として選出するかの問題である。普通政治上の場合であれば大抵は候補者が立つ。そして選舉者は



その中の適者を選ぶのであるから全然無能者を選ぶといふ様なへまはないが、學級に於ける級長選舉はかゝる候補者を立てることもなく又四五十人乃至七八十人の級員の中から誰を選ぶことも自由である。此の點自治團體に於ける公選法と異なる所で、従つて種々の美點と欠點があるのを免れない。多數同輩の中から最適者を選ぶといふことは大人に於ても難事である。況んや兒童に於てをやである。此の意味に於て私は選舉による級長選定の開始期は選擇眼の出來た時といふことを強調する。兒童に互選させる前後は勿論、選舉に關する指導の必要を痛感するものである。人によると選舉前にかゝる指導をすることは兒童の平靜を亂し或は選舉運動がましい事になるからといふて反對する者があつてもこれは誤りである。却つて適宜な指導を得てこそ正しい教育的な級長選舉が出来るのである。

(五) 決定上教師の留意點

級長選定を教師がなすに當つて留意すべき點は數々ある。低學年に於ける指名級長にせよ高學年に於ける選舉の結果からにせよ前に述べた様な適者を兒童と教師の兩者の地位に立つて公平な教育的見地から選ぶことが大切である。次は兒童の友愛關係を調査してそれ等と級長の關係を考へてみることである。殊に級長と副級長の性質や、友愛關係をよく調査し兩者が打つて一丸となつて學級の爲勵くに遺憾ないやうにしなければならぬ。

九、任命方法について

任命方法によつて級長の本質的使命には何等變りはない。任命式を行つて嚴肅裡に辭令や徽章を交付するものもあれば極く簡單に取扱ふものもある。調査の結果からすれば前者が七〇%の多數を示してゐる。式を挙げ辭令を交付す

ることによつて級長は級長たるの自覺を與へ他の兒童には我等の級長であり、よく服従すべきであるといふ意識を明かにする。——全校の訓練統一上重要であるから私は式を舉げることに賛意を表する。

十、徽章佩用の可否

これも又級長の本質的問題ではなく附屬手段に過ぎない。徽章を佩用せしめることによつて當事者の自覺と獎勵を促さんとするものからすれば、佩用することに賛成し果ては立派な徽章までつけさせてゐるものもある。自然的指導者といふことに重きを置き、殊更に外的權威とか治者被治者といふ様な立場からしてこれに反對するものもある。調査の結果からすれば之等はやゝ同數である。私は級長が互選の結果決定されるものとすれば後者の様な憂ひも少ないものであることを信ずる。そして徽章を佩用せしめることに賛成するものである。

十一、結 び

級長を設置することはそれによつて學級の統整を計り得るが、反面各自の自由な活動と發達を害ふおそれがないでもない。私の所謂級長は前に述べた級中の自然的指導者を欲し人徳的級長の發生を願ふものである——そして自然的統整のもとに全體の發達に平行して個性の發展を計らんとするものである。

さて愈々級長が決定したならば教師はまづ統率者としての級長の活動を旺盛ならしめるために常に側から援助して恰度雪だるまを庭を轉がして歩くことによつて太らせることが出来る様に指導力を太らせてやることに力めると共に











## 校外生活指導

久慈郡太田尋常高等小學校訓導

埴

一

郎

### 一、はしがき

學校家庭を離れた自由な然も複雑せる社會に於ける兒童の生活が、その訓育に重大なる影響を及ぼし、折角骨折つた學校家庭の訓育もその價值の大半を失ふやうなことをしばしば體驗させられてゐる。兒童訓育の徹底を期するには是非校外に於ける兒童の生活を指導しなければならぬ。これが指導に關して、昭和七年十二月、文部省は訓令を以て、兒童の校外に於ける生活を郷土の事情に即し、適切なる方案によつて指導すべきを示された。爾來我が校に於ては學校少年團を組織し、校外に於ける兒童の生活指導に當つてきたが、その間幾多の問題に逢着した。こゝに之が指導の概要をのべ、諸先生の御指導を仰がんとするものである。

### 二、組織

(一)一町内の尋三以上の兒童を以て隊を組織し隊を班に分け、班は單位兒童群を以て組織す(校外)





班を組織するに單位兒童群を以てしたのは指導上好都合なること、群生活それ自體社會生活を營むによる。本校兒童の校外に於ける兒童群は三百六十四群ある。一群の数は三名乃至十名である。従つて一班の人員は六名乃至十名である。班長は兒童群の大將格で自然的リーダーである。

(二)社會生活指導の目的を以て學校・學級・班の組織をなし、校内に於ける自治的生活を指導する。

學校  
學級 學級  
班 班  
班員 班員

三、指導者

指導者は職員を十二町内に配當し、その指導に當る。將來は現在訓練を受けた卒業生の中より指導者を依頼すべく一級團員によつて教導隊なるものを組織し、之が養成を行ふ。尙町教育教化關係者中より助成委員を依頼して、將來これが發展と充實に助力を求めらる。

四、生活指導要目

(一)國家觀念の養成

國旗掲揚 神宮遙拜 神社參拜並歴拜 宮城遙拜 國歌奉唱 御尊影保存並炎上祭 教育勅語謹解暗誦  
殉國勇士展墓並清掃 神棚佛壇禮拜 出征軍人並遺家族慰問 氏神の祭典奉仕 四大節祝祭日記念日

(二)社會生活訓練

團體訓練	野外訓練			總結
	野營生活			
團體行進 團體競技 合同體操 唱歌軍歌齊 分列行進 閱團式 演習 非常訓練	簡便なる 工事 設備	テント張 り方	その他	引とけ結、一結、換結、天露結、挺結、縮結、腰掛結、千段卷、海老卷
	1、號令による訓練 整列、集合、整頓、番號、 横(縦)隊行進 2、手合圖による訓練 氣をつけ、休め、分列横隊、 隊縱に集れ、右向、左向、 廻れ右 3、敬禮法 4、非常時避難	焚木拾ひ	木の切り方、排水溝、塵捨場 刃物の使用法、炊事場	
1、笛の合圖による訓練 集れ、氣をつけ、休め、危 險、班長集れ、始め、止め 2、教練 3、簡單なる記號傳令 4、演習 5、團杖使用 6、非常時訓練 7、追跡、觀察 8、旗信號	献立 食料品の保存法	内外の設備 位置の選定		鐵結、大鐵結、鈎結、 増鈎結、垣根結、索端止め 特殊なる結索法、縛封法



(一) 社會生活訓練

- 1、奉仕作業  
道路清掃 落書抹消 害虫驅除 町報配布 非常時奉仕
- 2、協同  
禮儀作法 時間尊重 公共物愛護 交通道德遵守 公衆衛生 非常時訓練 團體訓練 團體競技
- 3、野營
- 4、共同合宿(學寮訓練)
- 5、協議會

(二) 生活技能の訓練

救急訓練 作業訓練 水泳 生活の合理化 職業見習 天氣豫測 水難救助

(三) 修養鍛鍊

武道(少年劍道、柔道)相撲並相撲體操 早起會 徹夜會 試膽會 斷食會 端座默想 善行獎勵 野外訓練 計  
畫的實行 朗誦 暗誦 班毎の生活訓練 女子の家事作法生花

(四) 情操陶冶

劇 童話會 映畫會 音樂會 人形芝居

五、配當案

項目	學級	野外訓練												
		實習												
		通信	連絡	方位	測定	信號	測量	地圖	天氣	氣象	水の選定			
三級 (三、四年)	傳令 報告の仕方	四方位 八方位	磁石による測定	現字信號 手旗信號	自己の身体の比較による測量、歩測			天氣の話	良水悪水の識別	止め結、本結、一重接 二重接、巻結、紡結				1、號令による訓練 整列、集合、整頓、番號、 横(縦)隊行進 2、手合圖による訓練 氣をつけ、休め、分列横隊、 隊縦に集れ、右向、左向、 廻れ右 3、敬禮法 4、非常時避難
二級 (五、六年)	太陽による測定 星による測定 樹木による測定	簡易な地圖のよみ方 陸地測量部の地圖のよみ方	風の種類	濾過法	引とけ結、一結、振結 天蠶結、挺結、縮結 腰掛結、干段巻、海老巻	腰り方及撤收法	木の切り方、排水溝、塵捨場 刃物の使用法、炊事場	火の焚き方及後仕末 飯の煮方 副食物の作り方	1、笛の合圖による訓練 集れ、氣をつけ、休め、危 險、班長集れ、始め、止め 2、教練 3、簡單なる記號傳令 4、演習 5、團杖使用 6、非常時訓練 7、追跡、觀察 8、旗信號					
一級 (高等科)	十六方位 モールス信號	應用測定	簡單なる見取圖 地形識別法 晴雨計、氣壓計の見方 天氣圖のよみ方		鐵結、大鐵結、鉤結 増鉤結、垣根結、索端止め 特殊なる結索法、縛封法	内外の設備 位置の選定		献立 食料品の保存法	1、分隊長 2、小隊長 3、歩哨監視、通信法 4、斥候搜索 5、非常時訓練					



配當案の一部分であるが、他は全國團員實施するにより略す。文部省編纂の「少年團訓練要領案」の趣旨に基き、同要目に準據して編纂したるものである。

## 六、指導上工夫せる點

### (一)兒童心理と指導

指導は強制するものでなく、興味本位に訓練を樂しむやうにすべきである。注意を要する點は多々あると思ふが特に印象の深かつた次の二項目について述べて見たい。

#### 1、摸倣

「思想の力はその内的確證や論理的一致に基くものでなく、實に信奉者支持者の數に依存す」(バジヨット) 社會人の心理として或一つの事柄を信する者が多ければ、よしそれが眞でなく理でなくとも、眞たり理なりと信する一様性をもつてゐる。大人に於て然り、まして兒童は判斷力弱く忽ちに摸倣する。感心しない遊び、服裝、言葉、流行歌等を平氣で眞似てゐる。無批判的に摸倣するこれらより性格に及ぼす影響は少くないと思ふ。校外生活指導上、この摸倣の心理を利用することによつて、これらの流行を變換させることも出来る。遊びについて見るに、私共の學校では、秋の暮頃から兒童の遊びが荒くなり、弱者いぢめをしたり、荒い遊びやゴム弓のやうな危険な遊び道具が流行してゐる。そこで機先を制して、他人のためになるやう心がけようとか、上級の團員が他の遊びを強調し、指導することによつて、町内の全團員が摸倣し、その遊びが普及した。斯くし

く遊びの變換が行はれた經驗を持つ。

2、劣等感兒童は劣等感をいだくことによつて應々仲間より離れて、孤獨を樂しむやうになり折角の社會生活訓練も喜んで迎へられなくなる。兒童の個性、能力に應じて任務を與へ責任をもたせて「自分は學校の成績こそ悪いが滿更捨てたものでもない。」と云ふ自信をつけてやること、校外生活指導上必要なことではあるまいか。これと同時に優越感も喜ぶことであるが、謙讓の美德を失はない心構の指導が必要である。

### (二)郷土に立脚しての指導

訓令にもある如く、郷土に立脚し、飽くまで郷土愛に燃ゆる郷土人への訓練でなければならぬ。殊に兒童の校外生活は郷土の生きた社會生活環境に營まれるものである。以下實施しつゝある施設について述べて見たい。

#### 1、郷土的性情

本校の兒童には三日坊主の異名がつく程、飽き易い性質がある。學校を卒へて就職する。直ぐ歸つてくる。「つらいから」といふ。「つらければ歸れ」と云ふ親にも罪はあるにしても、兎に角のこ性質を矯めなければならぬ。その爲に次の様な方法を訓練上とつてゐる。

#### (1) 一事貫徹

勉強でも掃除でもその他の生活行事でも始まつたら成し遂げるといふことを強調し、實行させてゐる。

#### (2) 作業

清掃作業は勿論であるが、繼續的作業として栽培を行ふ。學年によつては家庭で朝顔の栽培を行はせ、日誌を



つけさせる。最後に品評會をひらく。五年以上の兒童には作業園の管理經營をさせ、繼續的努力によつて土に親しんで、着實なる思想と粘りとを養ふ。

尋一、二、三、四年 學校園管理經營(花卉類)

尋五 六年 學校園管理經營 幼稚園下作業園經營

高等 科 學校園、温室經營 北の農園經營

### 2、郷土の風習

「太田時間」なる異稱が出来上つて居る位に定刻より二時間位遅れることが茶飯事であつた。最近矯正されてはきて居るが、これが時間の嚴守を少年時代より習慣付けるべく訓練してゐる。

### 3、郷土の行事

「ワツシヨイ〜」と掛聲勇ましい御輿の渡御も更けゆく氏神の森に焚く篝火の莊嚴さも、たまたまなく楽しい郷土の思ひ出である。

郷土の香高き傳統的なる行事を生活せしめ體驗させることによつて、郷土愛の精神を養つてゆく、これらの行事の中には教育的にみてどうかと思はれるものもある。實施してゆく上に訓練化を行へばよい。

#### 郷土的訓練行事

(一月) 若水の行事 七種 書初 いち鉢 左義長

(二月) 節分—鬼遣 初午 天神講 針供養

(三月) 雛祭 彼岸

(四月) 灌佛會

(五月) 端午祭 道祖神祭

(六月) 田植祭

(七月) 七夕祭 盆

(八月) 御輿の渡御

(九月) 月見 鎮守祭禮

(十月) えびす講

(十一月) 七五三祝 新嘗祭

(十二月) 義公祭 煤拂ひ 年越そば

### 4、郷土の遊び

兒童の生活は遊びである。遊びの指導は亦校外生活指導の重要な部面である。兒童の遊戯は季節的に變化してゆくものが相當にある。

季節 遊戯 生活

春 電車ゴッコ 花つみ

鬼 ゾッコ どちやう堀り



夏	先生つぶし	魚つり、水泳
	野 球	度胸だめし
秋	はこちや	山遊び、くり拾ひ
	劍 戟	いなごとり
冬	蹴 馬	風揚げ、こま廻し
	西洋會戰	お手玉、竹馬
	泥棒巡査	ごむ弓

(兒童の郷土年中遊戯一覽表抜粋)

これら郷土の遊戯は内容より見て、慘忍であり、危険であり、社會共同訓練にふさはしからざるルールあり、これが内容を改善して指導を行ふ。又訓練上價値の高い遊戯も相當にある。かくれんぼも遊び方によつては勘の訓練に役立ち、ダーバィチョウウの如く判断力を練ることの出来るものもある。

又内容を加へ、速度をかへることによつて各種の訓練をすることが出来ると思ふ。

5、郷土の遍歴

その昔の偉人や事蹟を偲び、祖先の人格、遺業を追慕せしむる爲に、御廻路の精神や形に於て、史蹟踏査といふ形に於て、綜合訓練といふ形に於て、登山といふ形に於て、郷土を生々しい姿に於て體驗せしめて居る。(郷土遍歴系統案は之を略す)

6、義公精神の涵養

偉人義公の遺蹟に生を亨くる兒童にその偉大なる精神を感じせしめて、報國の赤心を涵養する。その爲に次のやうな行事を行ふ。

- (1) 西山莊瑞龍山清掃展墓
- (2) 義公祭(忌日) 頓寫武道
- (3) 義公生誕記念日 梅干かゆの行事
- (4) 壽藏の碑文 朗誦  
瑞龍山義公の墓の下にあり、義公の精神を刻む
- (5) 壁 書 座右の銘として朗誦  
馬場講釋所の壁にかゝげられたるものと云ふ。實踐の指導をしたものである。

七、あとがき

校外生活指導の全般に亘つて述べ得ず、二三の問題を扱ただけであつたが、それさへも意をつくし得ない。諸先生の御指導を願つて、今後の研究を進めたいと思ふ。



## 兒童の校外生活に立脚せる愛の學校訓育

北相馬郡川原代尋常高等小學校訓導 大越 陸之助

### 一、研究の態度

#### (一) 反省と調育の研究

「天ハ白ラ助クルモノヲ助ク」

誠に自己を幸福にするのも自己であり、不幸に導くものも自己である。

人には、生きたいといふ最も強い欲求を内に蔵してゐる。この生きたい欲求は、人の本體的根源としての欲求を意味するものなれば、之を一面、精神的な欲求に就て、考察するに、それは、己の欲するところに従ひ、生命のある限り、満足を求めて止むなき状態にある。而して、その意欲の向ふ所には屢々行詰りの生ずるを常とする。その度毎に人は當然、反省を行ふ。この反省の結果その行詰りを打開すべく研究の動機を起すこととなる。

かくの如く人は、行詰りを反省しては、研究によつて打開することを幾回となく繰り返し辨證法的過程の上に生活を續けてゐる。解り切つたことではあるが、それが若し人間の本質人間本來の眞の要求である場合は、その反省と研究は、よく開拓するところとなり、必ず満たされずにはゐないが、之と反する場合は、自滅に至るを免れない。

處が人は何か己が身に迫つた問題を控へたとすると、實に、よく反省もし、研究もするのであるが、それが果して本當の、人としての反省と研究であるか否かの反省を加へることをしない。それ故に、その研究が、よし如何に熱心な努力からのものであるにしても、研究の爲の研究の範圍を出ない。従つて生命の躍動する有價値的な永遠性の實現するところとはなり得ない。一時的刹那的無價値なものに終るのは當然である。

罪あらば我をとがめよ天つ神

民は我が身のうみし子なれば

此の御製は君臣父子の情誼を披瀝し給ひしものであり、いとも高き大御心を御詠みあそばされ給ふたものであると拜察し得られるのであるが、長くも天皇御自らが、かく御自責をなさるといふ所にも上御一人の御反省の深き大御心を拜することが出来るのであつて、有難き極みであり、勿體ない限りである。

誠に日本人としての眞面目な深き反省のみが人をして本然の姿に、よみがへらしめ、人の進むべき道を開くものであることを信じさせられる。

教育の道、調育の道は、眞に兒童を愛し得る者のみが、爲し得るものであると云ふ信條が内なる自己の生命に照徹するところに成立すべきである。

幾十度かき濁しても澄みかへる

水や御國の姿なるらむ (八田知紀)

かくの如き反省によつて、うみなせるものが本稿であつて、貧しいながらも、自分の魂の叫びであり、力一杯なも



のであることを書き添へる。

(二) 具體的研究に就て

具體的研究そのものゝ意味に就て殊更、説明を下すところでもないが、事實私共實際家の中には、之を以て指導上に於ける、新施設の發見でもあるかの如くに考へ、新しい實際案の羅列を、之れ事とするところである様な傾向が相當に認められることは、誠に遺憾すところである。斯様な態度も一應は具體的な研究と見做し得るのであるが、恐らくそれが具體的研究の眞義である筈はない。少くも訓育に於ける具體的研究とするならば、從來の乏しき訓育力に目覺め之が強化の道として訓育上の現實の問題に對し、より内面的に、本質的に魂に喰ひ入つた方法的研究の具體化を意味するもので、而も一通りや二通りの努力を以て爲し得る灰色的な彌縫策で済ますことは出来ない。實に教育道の上に立つて、人知れぬ悩みと、血みどろな奮闘を續けられた涙ぐましい迄の教育行者が思案の奥へ分け入つて、はじめて、なし得る仕事であると考へさせられるのである。私如きに遠く及ばない仕事であることを感ずるのであるが、之れが實際家にとつての本務であり、目當てでなければならぬとすれば、自覺の上の自覺に立たなければならぬ。

(三) 研究の機構

これが最も憚まされだ點である。結局實際に、直接してゐない理論は全部抜きにした。尙實際問題に就ては、その中には、他の發表者の研究物の様な尊い體驗に未だ至らぬ爲め諸賢の御指教に俟たうとする未完成な一項が盛り込まれる。といふのは、實現出來得る問題である限り、訓育上これならではと着眼すべくも有價值性の問題なければ自分の魂が生きて來ないからである。従つて極めて率直な記述の筆致は至つて無遠慮なものとなる。

二、訓育と愛

前に御断り申した通り、理屈めいた、抽象的な概念を書きたててゐるのではない。のつびきならぬ問題としての愛を訓育との密着關係に於て具體的に、自分の考へを述べて見ようとするのである。

訓育の目的を兒童をして、祖國愛に燃ゆる岩の如き人格と鐵の如き實踐力を持たしむる基礎としての道德的意志の陶冶であるとなし、お互は、忠實に指導上の條件を研究した上に、之が實績を擧げる爲に、異常の努力を拂ひつゝあるのであるが、意外にもその効果の乏しきに歎聲を洩らざるを得ない状態ではある。

- (一) 兒童の生活する、あらゆる場處に臨み、お互はどんな氣持ちで接してゐるであらうか。
- (二) 遊びを共にしてゐるであらうか。
- (三) 作業を共にして兒童の勞に、よりいたはる態度をとつてゐるであらうか。
- (四) 兒童が掃除をしてゐる雑巾の大きい心に配したことがあらうか。
- (五) 當然ある兒童の惡戯に、正面から叱りつけてゐないだらうか。
- (六) 「叱らぬ叱り」を考へたことがあらうか。
- (七) 子供を叱る前にその罪を自分に問ふて見たことがあらうか。
- (八) 叱らうとして、あべこべに笑つて見てすました經驗だけもあらうか。
- (九) 子供の粗相を見て、子供の心に入つて、眞から始末をしてやつたことがあらうか。



(十)こちらから親しむことをしないで、子供から親しみ寄つて來ないことに、おもしろからぬ言葉でいひたてたこととはなからうか。

(十一)訓練を素す機会を與へてゐないだらうか。

(十二)自分自ら訓練を破壊してゐる幾つかを考へたことがあらうか。

述べ上げれば際限のないことである。一體これらの項目は何を物語るものであらうか。筆者の愛の不足を物語つて居るぞ、と一矢を受くる所かも知れない。今日の教育者として關心の拂はぬところではないが、考へても考へないでも、實行しても、しないでも、勤めは勤まりもし、勤めつゝゐる者もあるではなからうか。さうして、それ等の人によつて殊更訓育の難事を口にされてゐるのではなからうか。

それはさうとして、右十二項は、手や口でする方法でもなければ、中加減な智慧袋で、こね上げた流行語でもなく悉く字と愛から出でた魂の訓育そのものである。我を捨てて赤子に仕ふるの神々しい態度であり、愛の發露以外の何物でもないのである。

かくの如き態度であつて、はじめて「師弟親和」への道は開かれるであらう。聖徳太子の十七條憲法の第一に「和を以て貴しとなす。」と申されてゐるが、師弟の親和こそ、訓育の根本的鍵であり、この和の中に於て、あらゆる訓育の施設は消化され、子供の血ともなり肉ともなり得るのであると信じられる。

訓育は教師と兒童二人の巡禮である。銀鈴をふりく聖地巡拜の巡禮の姿である。眞理を目指して、互に引きつ引かれつ苦しけれど淋しけれど、人生の旅路を肅々と進む神聖な姿である。道に憧れ兒童を愛し、幼き者の魂の純化を

念行する教師の手と道に憧れ道に親しみ、愛の權化としての教師を親とも慕ひて絶対に信頼する兒童の手と、互にたく握りしめて、眞理の光を見失ふまいと、精進修行する巡禮の姿である。たゞひたすらに、道を求めて精進するのである。この境地に至つて教師は眞であり「まこと」のものとなるのである。虚偽虚飾のとりはらはれた實に麗はしい本當の訓育が實現されるのである。

愛が教育上の單なる美名と取りなされ、口にすることさへ、おこがましいことと考へる魂のぬけた教育者が、はたしてゐないであらうか。尊き人の子を教育する教育者自身の持つべきものが、教育の材料と方法との外に、之なしでは絶対に果し得ないといふ、も一つのものが愛であることを、考へても、尙愛し得ない自分を悲しむこともなく、なさないとも考へずに、聖を、汚してゐる血も涙もない教育者がゐないであらうか。教育が訓育を以て中心生命となす所以のものは、魂を以て魂を導かんとする所にある。即ち愛を以て愛を導かんとするものである。

かくの如く考へるならば、訓育の至難事である原因は方法上に於ける幾多欠陥を考へぬではないが、あまりにも明白なる事實であると思ふ。愛が夜空の星の如く高遠な理想と考へられて、己が内なる生命によみがへらず訓育に密着されるのでなかつたら、或は唯密着されねばならぬものと考へられただけであつたら、空なものに過ぎない。

茲に於て私は次の様なことを考へる。子供の訓育の至難なことと、指導者が指導者自身への訓育(愛し得るまでの修行)の至難なことが一致されると。三思三省が必要でなからうか。



### 三、兒童の校外生活と訓育

訓育は兒童の生活全面に亘つて考究されねばならぬ。全生活の上に生活を指導して、その完きを期すべきである。校外に於ける家庭生活社會生活、尙また自然の影響等を考へぬものはない今日である。而して家庭との聯絡を強調するあり、部落自治團の施設あり、さては戦時下訓育の施設あり、誠にぬけぬけのない状態は道の爲、よりよるこぼしいことはないのであるが、果して家庭生活に立脚し、家庭教育を考慮し、他方にありては、生ける社會の事々物々が兒童に及ぼす刻々の作用を深く洞察し、知らず識らずの裡に交けつある自然の影響に鑑みて、主としてその正しきを利用し、その誤れるを矯正しつゝ訓育を學校に於て實現し之れを家庭と社會に波及せしめてゐるであらうか。月並的なことより出でないとすれば學校訓育は依然として難事であり、百年河清を待つゝの歎は免れないであらう。若しさうした仕事にまで乗り出すことは理想であつて、現實としては實施しがたい問題だとするものがあるとするれば、それは唯忙しさを託つより外に理由を述べられる筈はない。決して凡人の實施の出來ない理想でもなければ頭を悩ます程のむづかしい問題でもないからである。お互は全くその日その日の仕事に追はれてあまりにも時間的に恵まれてゐない爲に、それが理想案だとも云ひたくないのである。唯多忙な爲に相違ない。

果して、實施は不可能だ。我々の身體的力にも限りがあるのだとすれば、茲に力を拂ふべき、對象としての仕事の價値の研究を致し力の合理化、經濟化と相俟つて生活を進めるべき眞の方向に就て再検討を試みて見たいと思ふ。決して日和見的な態度で済ましては置けない教育上重大性の持つ場面である。

#### (一) 兒童の家庭生活と訓育

兒童の生活全體からと、時と場所から考へて、訓育の目的に對し、何時、何處で、どんな訓育を施すことが最も効果的であるかを、私は諸賢と共に本當に眞摯な気持ちで考へて見たいと思ふ。私は自分なりに考へて見た。一晚や二晩で形のつく問題ではない。或る期間だけは忘れられなかつた問題である。手の届く届かないは別として、一晝夜を通しての兒童の生活全部の上から、それが家庭に於ける朝と晩の訓育だとする。若し兒童を學校に、寢宿りさせることが出來るとすれば、また別である。その理由を述べねばならない。

私が教育のモットーとして、經營案の、はじめに書きつけて十年來今も變ることのないそれは「孝行な、正直な、ほがらかな、そして強い心と體で御國の爲に、よく働く子供を自分の愛の力で生みださうとするのだ」といふのである。か様な立場から考へる自分が訓育の第一義的なものを孝行に置くのは、當然なわけである。而して子供が孝を盡すの行は父母と直接する所に於て營まれることが一番有効であることも言を俟たない。之を朝と夕の家庭以外に求めることが出來ないことと思ひ及ばしめられたわけである。

獨り子供に止まらず人が夢からさめて、將に活動を開始せんとする朝のスタートの時に於ける緊張された氣分程尊いものはない。その日、一日の生活を左右する極めて大切な時である。元氣に床を立ち洗面によつて全く清められ心からなる宮城遙拜を行ひ、神棚に拍手を打ち、佛壇に合掌いたし、今日一日の誓ひを立て御加護をお祈り申し、續いて父母の膝下に額つき丁寧な御挨拶を申上げる。此の間の精神的行に於てこそ、眞に尊い人としての根本的な敬愛の情と純心な、すなほな心が育まれるのである。尙續いて家庭的規律的朝間作業に移り、やがて會食の後、登校に至る



までの間には「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」の根本的道德をはじめとして、あらゆる方面の徳性が養はれ、併せて形式的な生活訓練の陶冶が営まれるといふものである。この道場を置いて他に、より以上の訓育の場所を求むべくもあるまい。而して學校では、こゝに立脚した連續的・發展的な有機的關係を持つ二次的訓育を施すことになるのである。なほ引續き愛の學校訓育が、すまされると、母の愛情になる、おやつを樂しみとして我が家へよろこび歸り、朝に對しての、夕の行が、同一歩調で行はるべきである。ここに、學校と家庭は切つても切れない訓育といふ縁糸の結びがあるのである。

家族生活の状態如何によつて、其の子が將來社會生活に於ける資質は決定すと云ひ得る。といふ學者の説に照らすも、現在農村に於ける兒童の實際生活と家庭教育にあつては、思ひ半ばに過ぐるものあり、却て學校の訓練を破壊しつつある状態にあるのである。

然し私共は、この罪を、その親に着せるべきでもなければ、社會に着せるべきものでもない。當然すぎる程當然な在るべき状態なのである。之れを、あらしむべき方向へ導き救済せんとするのが私共の任務であると考へるならば、かゝる兒童の引續きも、左程の苦ともならず、却つて彼の中に自分を生かすべく材料を掴み得たことにもなるのである。之に對するの研究こそ、實際家の身に迫つた大きな問題である。

#### (二) 兒童の社會生活と訓育

兒童が一度校門を出づると、そこには思ひもよらぬ生活事實のあることをお互は屢々發見することである。學校での優良兒が案外悪事をやり、さまで期待を掛けられなかつた子が、あの子がと思はれる様な見上げた美談を作る。

然し之れは決して不思議なことではない。さもあるべきことが裏切られると云ふ事實は、その因つて來るべき原因調査の結果は、あまりにも當然であつたことに、二度驚かされるのである。

兒童に於けるかゝる現象を私共は、どう見るべきであらうか。以下私一流の見方かも知れぬが述べて見ようと思ふ。先に優良兒が悪い行爲を働いた場合に就いて考へて見ると、これは家庭に於て培はれた、よからぬ性格の一兒童の行爲が社會といふ場所に表はれたに過ぎないのであるが、それを或る熱心な先生が、自分の手で施した劃一的な訓育の徹底によつて作り上げた優良兒が似て非なる優良兒であつたことに氣付かずに、その行爲をあるまじきことと見た場合である。

次に前と反對な現象に就て考へて見ることにする。日本の子供には馬鹿でない限り、どんな子供にでも、日本人たるべき内在力があると云ふことを信せられるのである。この内在力に對し何か社會的の事件が働きかけた場合、祖國三千年の血につながる子供達に内在する日本人としての「まこと」の泉が湧き立ち、親切或は義侠となつて表はれたものであるのに相違ない事と考へるのである。これこそ日本教育の叫ばれてゐる今日、見逃しならぬ點であると思ふ。殊に目下展開されつゝある日支事變の如き、それが子供の魂に對する影響は、おして知るべきで、この自らなる訓育に併せて戦時下の施設の叫ばれるのも當然なことと解される。これと共に幾多悪影響を蒙りつゝある點への深慮研究を如何にすべきか私共の肩にかゝる最も重いものである。

#### 四、愛の學校訓育



以上私は學校訓育の立脚すべき兒童の校外生活の訓育を説き來つて願みれば、盡さねばならぬ場面の、いかにも貧しいものに終つた淋しさを感ずるが、その要點を述べる責だけは、果たつもりである。尙「愛の學校訓育」に就ての説明を加へ、愈々實際施設に入らうと思ふ。

從來一般學校に於ける訓育は形式方面から見ても、内容方面から見ても普遍主義的な道德一般の訓育であり劃一的機械主義であつた。従つて、その効果も極めて微力であつた事はお互首肯されるところである。訓育だけはどこまでも個性に即し具體的現實的でなければ生きて來ない。こゝまでは、誰しも考へることである。私は、その上の尙その上の具體化現實化を考へて見るのである。具體的に現實的に、なればなる程それだけ力強い意味深いものゝあることに今更思ひを深くさせられ、身のふるひを覚えるのである。切れば血の出る體の生々しい生命のあるものでなくて、どうして生きた人間の教育が出來よう。といふて個性をそのまま伸ばすのではない。特殊な個性の普遍化である。私はこの様な個性に即した訓育に對して「愛の學校訓育」の名を施したものである。何故なら、唯熟慮によつて導かれ、愛の心が教師をして個性としての家庭教育に重點を置かしめ、直接的な具體的な個に即した訓育を、よくさせてくれるからである。

### (一) 學校家庭協同の訓育

當校では過般行はれた國民精神總動員に於ける婦人の會合を、村長と相諮詢つて、一日一齊に集めることを止め十一部落十一夜に亘つて各部落の區長宅或は集會所に集めて之を行つた。その方法に就ては、日時は一日をきとなり二日置きとなり一定して居らなかつたが、村長と校長は、その都度出席することとなり、他の職員は一人宛交代として三

人の者がいつも出席した。それにしても村長と校長の熱意には佩服の外はなかつた。

かくて専ら時局に關する講話をなされたのであるが私だけは、どの部落でもお勸語に於ける「克ク忠ニ克ク孝ニ」「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」の謹解に併せて、家庭教育の大切さと、その方法が出来るだけ具體的に、おもしろく、おかしく語つて廻つた。また座談に入つて、こちらから雜に出れば、婦人達も、いくらでも碎けて來る。學校への不平さへ遠慮なく語る所あつて、そのお互の益するところは誠に甚大なるものであつた。而してこの際得たそれよりも大なるものは、大半の部落に於て今後一月に一回は學校家庭聯絡會開催の約束が出來たことである。或る部落の如きは最早會費を含めた立派な會則さへ而も自發的に整へるに至つた。またと嬉しい事があらうか。何時の夜も十時を過ぎ、歸宅は十一時の後ともなるのであるが、この會合から幾多豫測し得なかつた教育的事實を擷んでかへる夜道は、どんな苦しみもよせつけるところではなかつた。社會教化の道も、向ふから聞いて呉れるものであることを考へさせられた。

### (二) 勞作の訓育

何れの學校に於ても、恐らくこの訓育施設を重視されてゐないところはない。然し、その狙ひ所を誤るならば、これに魂を發揮する兒童の沒我的全我的活動は作業を置いて他に求められない。唱へられてゐる作業教育の眞の意味は別として、個々の作業は個々として魂への影響があるわけだ。個々の作業の使命を考へてからなさるべきである。



私は遺憾ながら農業科を擔當して居らぬので、之れに就て述べ得ない。掃除作業に就ては、全校を通じてお勤め致してゐる關係上精しく申上げることが出来る。人によつてその狙ひ所を異にするであらうが、私はこれを本當に生かして見ようと念願してかゝつた。

外の掃除作業と異つて學校の掃除作業であることを考へたのである。畏くも天皇陛下の御寫眞を戴く學校であることである。狙ひどころと云へば狙ひどころ悉くその根本は「忠」でなければならぬ。米一粒でも粗末にしてはならぬ。之れ忠に歸する。手段としてのものは皆この忠の中に包まれるものである。私は、この學校に於ける掃除作業が如何に意義の深いことであるかを思はせられる一人である。

畏れ多くも、現人神に在します今上天皇陛下の御眞影を學校に奉安するの義は、今上天皇陛下御親臨遊ばされ皇祖皇宗の聖旨を遵奉する状態を饗はせ給ひ、學校關係の生活者一同は御親恩を仰ぎ奉り居る意味と拜察し奉るのである。従つて學校は陛下の御稜威の實在する鹽城と考へられた。のみならず、校庭の一角には、全村をお護り下さる村社八幡神社が祭られてある。その外役場あり、駐在所あり、全村民の常に集るところとなつてゐる。かくて私は今を去る五年前、その當時の校長の指揮に相俟つて、村社をかこむ數段歩の大樹の下の藪山の開墾に取りかゝつたのである。長期に亘つての作業ではあつたが、校長をはじめ全職員大半の兒童、打つて一丸となつた力は恐いもの遂にその完成は一月足らずで見ることが出来た。當時の訓練生の應援を受けたことも忘れられない。その後、村からは立派なベシチを寄附してくれるものさへあつて、今は夏期に於ける農民のオアシスとなつてゐる。かくて私の學校の掃除作業は神へのお勤めとしてなされねばならぬ尊い行となつたのである。遺憾ながら手の届かぬ、天井と椽の下、校外に

も及ぼし、垣根、植木の手入れにも怠らぬ様にしてゐる。適々外來者が校庭に煙草のすひがらでも捨てるなら兒童は、飛んで行つて拾つて呉れる。尙一月に一回は職員掃除作業として、奉安所である事務室の清掃に勵まれる。

かくの如くにして、この掃除を通じての、眼目である正直と、敬愛の情との涵養は着々として進められてゐるのであるがまゝなる家庭生活へも、おそかれその影響は及ぶところとなるであらう。

### (三) 音楽による訓育

これは、また前項と相反し何れの學校にも見られない訓育の要目と思ふ。この要目を書きだす自分が變つてゐるのかも知れない。

然し子供はよく唄を唄ふ。ほがらかに唄ふのか、吞氣だから唄ふのか、唄はずにはゐられないのかしれない。學校で教へたものより、より多く流行歌を唄ふ。近頃はそれが全く軍歌と變つた。いづれも家庭と社會からのものである。

歌は生活の表現である。魂なのである。教科としての目的は所定の通りであるが、現状はそれが充分の教育的價值を發揮されてゐない様に思ふ。私はこれを訓育として唄はせその魂に呼びかけようとするものである。古來我が國では、之を軍隊と神社寺院に於て生かしてゐる。一方之を獨逸の教育に窺つて見るに、宗教教育と、この音楽の教育の二つが教育の根底をなし、魂の教育には、この二面を絶対に忘れてはならないとされてゐる。

時今支那事變に徴して見るも、あの動員下に出征兵を見送る「天に代りて不義を討つ」の軍歌は、魂そのものでなくてなんであらう。なほ、また千萬の君が代の合唱の中に大和魂は躍動されずにはゐない。私は自分で口ずさむ、子



守唄の中に亡き母に逢ふ事が出来るのである。歌詞とリズムの、もたらす音楽の訓育が、なくてはならぬではなからうか。

此の意味からすると訓育としての唱歌は、日本民族固有の性情に立脚せるものにて、新興日本の精神に、ふさはしいものでなければならぬと思ふ。「研究未了」

(四) 時局の訓育

實に社會の事件として子供に及ぼす絶大なる生きた教育的影響である。機會が教育作用者となつたとも見られる。私は茲に於て考へさせられるものを持つ。時局に、ふさはしい訓育施設を講ずるは結構なことでもまた講ずべきもあて、然しその着眼點が、内へ向けられてゐる様でありながら、外に向けられてゐるものが多い。といふのは、私はむしろ、この機會を逸せず兒童をして己に課せられてゐる訓育要目に對し、より深く内面的、精進させ、さうすることによつて、充分なる國家觀念を強め、愈々兒童の生活に日本的な、緊張味を漲らせることだと思ふ。これまで金科玉條として、たよつてゐた徳目がしばらく、引込んでゐるといふことになるのであつたら、將來は如何にするかと云ふことに及ぶ。それ故に新施設の要諦は從來の施設の内面化に加ふるに戦時色を施すことだと信じさせられるのである。國旗が古くなつてゐたら早速、買ひ求めて、取りかへること、貯金も、この時に復活させること、神佛への祈りも怠らぬこと等々である。

(五) 結末の訓育

訓育に於て結末といふことは最も、ゆるかせにされがちな處であつて、而も最も、大切なところである。終りを狙ふところに訓育のあることへ思ひを致さねばならぬと考へる。始めと終りを持たない仕事はない。それなのにそれがありすぎるのが今の訓育の状態であるやと思ふ。掛聲だけは大きい、尻をふくことを忘れてゐる。計劃プランは立派に出来てゐるが、帳尻をしめることを忘却してゐるのである。

勿論訓育の仕事は一朝一夕に効果を見ることは出来ないものであり且其の効果が、あらはるゝとしても、何年か後に證明され得べき性質のもので、此の點他の仕事と多少趣きを異にしてゐるものであるから同様に論ずることは酷に過ぎるであらう。然しながらこの効果の適確に知ることが出来ないのを、口實にしたり、逃げ口上としたりして掛聲だけの計劃に終らしむることは絶対に許されない。その効果が適確に證明し得られないにしても或る程度の、しめくゝり結末をつけることを忘れてはならぬ。殊に適確と結末を、つけ得られる形式的なこと等は、寸毫といへども、結果なしに終ることは、絶対に許されないものである。確固たる意志は、茲に於て養はれる。日本精神の表し處と信ずる。

五、結 び

結末をつけたいと思ふ。

現今の教育に對し、届かぬ眼からではあるが通觀を試みるなら、個性教育は、單なる個性教育ではなく、個性としての日本教育であつた。作業教育は單なる作業教育ではなく日本の魂の教育であつた。郷土教育は單なる郷土教育ではなく、祖國愛の教育であつた。個々別々の形容詞の附された教育は何れも個々の道を通じて發達したものではある



が、昭和の今日に至つて、日本精神の教育といふものと止揚統合を見たのである。

私共實際家の立場としては、かゝる教育觀の許に教育を經營し、之に即應する訓育を施さねばならぬと思ふ。殊に小學校の訓育として考へ、兒童の心身發達狀態に充分なる考慮を拂ひ、無理のない統一ある立案に従ひ而も子供を孩子と尊び之に仕ふるの氣持を以てお國の爲に努力精進せねばならぬ。云ひかへれば孚と愛とを以て子供の爲なら如何なる勞苦も措します専心之れ道の爲に勵まんとするのである。

最後に教育者は幾人かの子供を抱へ親を失ふた時機に入つてから、より訓育が出来るものだといふことゝ、大工や左官の中に破れた家に入つてゐる者がある例に倣つて、自分の子供の訓育は出来ぬものだ。然しその人にして心配の絶對にあるべきものでないといふことを教へられた。(合掌)

第五篇



## 現今訓育問題の省察

茨城縣師範學校訓導 金 塚 美 興

### 一、現今訓育の基調

訓育の目的は道德的意志の陶冶にある。實行への強い意志、しかも邪を棄て正につく正しく強い意志、かゝる意志の養成に向けられた教育活動が訓育である。道德的意志とは一言に云へば自己の本分に對して純眞にして忠實なる意志である。人として、日本人として君に忠、親に孝ならんとする意志、職業人としてその本分例へば教育者は教育者として、政治家は政治家としてその職責を果す精神、それが現今訓育の目指す道德的意志である。かく各個人が各々自己の本分に忠實に活動するところに社會の進歩發展があるのである。かく考へると道德的意志は老若貴賤の別なく職業の如何を問はず凡ての人の人格の中核であり、人の價値は道德的意志の強弱に依つて判定さるといふことが出来る。かくて教育の究竟目的は訓育によつて始めて達せらるると言ひ得るのである。

かゝる訓育は兒童の生活を基調として營まれねばならぬ。生活は人格の具現であり、生活の發展は人格の向上であり又道德的意志は生活の中核であり、生活に於いてその陶冶を企圖するものであるから、訓育は兒童の生活の發展向上にあつても言ふことが出来る。されば訓育にては兒童の個性に即し、現實的具體的生活を指導し、將來の生活の基礎

を培ふことが大切である。從來の訓育は動もすれば抽象的一般的に陥り事實的、個性的、具體的な實際生活と隔離した傾きが有つたが最近の訓育はよろしく兒童の生きた現實生活、個性的生活は勿論或人の實際生活、職業生活にも接近すべきことを強調する。デューキーは「兒童の側より見た學校の最大徒勞は兒童が學校外に於いて營む自然の生活を學校内に於いて自由に充分に活用しないこと又學校に於いて陶冶されたところを實際生活に利用し得ないことである」といつて居るが現今訓育の一示唆となる語であらう。

吾々は兒童の訓育に當つては學校に於ける具體的な生活は勿論、學校外に於ける家庭生活、郷土生活等、生活全野の指導誘掖を圖り生活訓育の實を擧げることが肝要である。かくて生活の訓育は「生活により生活まで」となるのである。

かく訓育は生活の向上進歩を意圖することとなるがそれは特殊の場所、特殊の時代に於ける人を對象として訓育するものであるから更に生活は場所と時代との關係に照して一層具體的に規定されねばならぬ。

訓育の對象たる兒童は日本の兒童であり、やがて國民の一員として日本民族の存続と發展とに參劃すべき兒童である。彼等は日本民族の中に生れ日本民族個有の素質をうけ、日本特有の精神と文化に哺まれて發展する。日本文化の特質を益々發揮し日本精神を中外に宣揚することこそ彼等將來に課せられた使命である。

近時生活の重心を協力的、奉仕的なる共同社會的生活におき「共同社會生活により共同社會生活まで」の訓育が高調されつゝあるもかゝる共同社會的訓育は民族的國家的訓育により一層具體化され特殊化されて「國家生活により國家生活まで」となる。特に我が國は上皇室を中心として民族各自が相互に有機的關係を保つて發達し來つた國柄で他國



には見られない程の統一を有する共同社會的國家である。尙日本民族の日進月歩の國運は世界各國の等しく驚異の眼を見張るところ。この事實は國際的情勢の急轉換と共に頗に國民的自覺を高め「國家独自の精神に生きよ」の眞摯な叫びとなり國運伸展の精神的原動力を日本特有の精神に求めんとしつゝあるのである。

されば兒童の訓育に於いても日本の生活を生活せしめ、かゝる生活を通じて民族的精神、國民精神の涵養を圖り皇國日本の發展と延いては世界人類の向上に貢献し得る眞の日本人の育成の爲努力することが肝要である。かくして生活により生活にまで訓育は場所に規定されて「日本の生活により日本の生活へまで」となるのである。

兒童の生活は又前述せる如く時代に限定されて一層具體化されねばならぬ。特に現下時局の重大性を考へるとき兒童の訓育はこの時局に即して實施させねばならぬことを痛感する。外に膺懲の双を振ふ皇軍將士の壯烈無雙の活躍、内に國民精神總動員、かゝる時局を兒童に認識させ時艱克服の精神を實際生活の上に體現させることは幼しと雖も一國民として國家に奉仕する一使命である。

かゝる刻下時局下に於ける訓育はかゝる態度の教養を目指して時局に對する正しき理解に銃後の護りに出征將士の慰問に或は精神的緊張に努力することが肝要である。尙吾々は刻下事變の終局に於ける戦後日本の將來を考へ、皇國の躍進に参加し、その發展に貢献し得る人格の養成を企圖することは現下の訓育上忘れてならぬ問題である。

かくて兒童の生活は時局により一層特殊化され時局に即した生活を生活させ、時艱克服の精神を養ふと共に戦後日本の發展に貢献し得る精神を教養することが現下訓育の一大示標となるのである。

## 二、現今訓育の實踐的着眼

兒童の生活は道徳的意志を中核として統一され、發展して行かねばならぬことは言ふ迄もない。シブランガー等の言を借りるまでもなく生活は論理的、權力的、經濟的、社會的、審美的、健康的、宗教的等の各種の形式に分けられそれ等の各々にわたつて道徳が作用し道徳生活を基調として各種の形式が意義を持つことになる。訓育が道徳的意志の陶冶にある以上かゝる生活の全野が訓育活動の對象であらねばならぬ。學習生活、政治生活、經濟生活、社會生活、藝術生活、衛生生活、宗教生活等が訓育の意圖する範圍となら。

尙吾々はかゝる生活の價值的分類に依つて訓育の方法を考察すると同時に道徳的意志の陶冶される段階を考究して實踐的着眼となすことが大切である。

訓育の究竟目的は自律的道徳的意志の陶冶にあるが自律に達する爲には他律といふ段階を踏んで始めて可能である。他律とは文字の示す通り他から兒童の意志を律することであり兒童の側から見れば父母教師の命令に服従することである。他律は父母教師の命令に服従することに端を發し、人格的でない法則、秩序に従ふことになる。かくして兒童の衝動は支配され、社會生活に必要な習慣を形造ることが出来る。かゝる他律的な方法は自律的な人格への前階として訓育上大切な條件である。

しかし人は自己心内の法則即ち良心の命に従つて行動して道徳的であると言ひ得るのであるから訓育に於いては自律的道徳的意志に向けられる性格陶冶が必要である。斯くして訓育はかゝる見解より服従を基礎とする習慣養成と自



律的・道徳的意志の陶冶を目指す性格陶冶との二段階に區別される。しかしこれ等は實際に於いては多少の度に於いて交叉して行はれるもので截然たる區分でないことを斷つておく。又性格陶冶は、環境・模範或は娛樂、儀式等により受動的になされる場合と兒童が進んで作業し、遊戯或は自治等に於て行はれる發動的な場合との二つに分れる。

以上私は訓育の方法的着眼として生活を内容的に見、各種の生活に於いて訓育的効果を擧げんとする見方と生活を形式的に眺め他律を導いて自律的意志の陶冶をはからんとする方途との二つを述べた。以下私は主として後者に於ける見地より訓育活動を眺めてその實踐的考察を試みたいと思ふ。

しかし述べるところはかゝる訓育活動の凡てを網羅するのではなく最近の趨向に鑑み特に重要な問題を取り上げ、他律的訓育として服従、性格陶冶の受動的方面として環境、師徳、發動的方面として勞作、體育自治を擧げ、その主要事項について述べることにした。

### 三、現今訓育の方法的考察

#### (一) 服従の訓育

兒童は教師の命に服従し、規則、秩序に従ふことに依つて社會生活に必要な習慣を獲得することは前述せる如くである。特に現今訓育の理想は民族の共同社會の一員としての人格を陶冶するにあり、共同社會は親和による結合を意圖すると共に統制と服従によつて團結を強固にするものなれば、社會成員に對し服従を要求する。最近の國家思想は國家固有の傳統精神を尊重し一層統制と秩序の維持を圖らんとしつゝあるのである。シュブランガーは「國家への教

育は先づ第一に超個人的なる權力態度への意志訓練である」と斷じ正しき支配と正しき服従を訓育の第一義的任務とした。

斯く、社會、國家的見地より服従は重要な地位を占めるものであるが又、我が國民道徳の特色よりもその重要性がうなづかれる。我國古來の道徳は階級的たるをその特質の一とする。一天萬乘の大君に對する道は申すも畏し、社會一般に行はれた道徳は階級的特色を持つて居た。古來發達して居る道徳は上への道である。我が國民道徳の眞髓たる忠孝の道は勿論、作法の重視、敬語の使用は上への道を示唆するものに外ならない。斯くして我が國民道徳は服従を尊び、服従精神の涵養こそ我が國古來の美風に還る所以ともなる。

#### 1、服従精神の涵養

訓育の實際に當つては兒童に服従を實踐させて服従精神の涵養につとめることが大切である。服従の實踐には教師から迫られて、いや／＼服従する盲目的服従でなく、教師の人格に對して優越を信じ、教師の命であるから正しいことであるといふ自覺から行ふ所謂自覺的服従たらしめることが大切である。又學年の進むにしたがひ、かゝる自覺的服従を誘導して教師の權威より離れて社會の秩序、學校の規則に服させねばならぬ。教師から命ぜられなくとも學校の規則であり、學級の約束であるからそれを遵法するといふやうに導くことが肝要である。

服従の實踐には教師が權威を持つて兒童に望むことが大切である。權威の感の生ずるところに服従が生ずる「共同社會に於ては統率と服従が必然の契機をなして居る。從順の原理が再び青年の旗幟となつた。善き學校は常に嚴格なる學校であり、正しく嚴格なる陶冶は從順なる態度の形成にある」とはシュツルムの言であるが兒童に權威を以て望



むことは服従精神涵養上重要な條件である。しかし徒らに児童の意志を無頓着に強制し、支配するでなく、児童の心性に應じて適宜指導し、寧ろ教師の人格より發露する内部的權威を以つて指導することに努むべきであらう。

## 2、習慣化の徹底

一度教師が命令し、規則への服従を約束した事項はあくまでその徹底を期さねばならぬ。習慣は同一行動が屢々反復されて機械的に圓滑に行はれることを特徴とする。されば一回の例外もゆるさず反復に反復を重ねるところにその徹底を期することが出来る。例へば集會に於て無言の訓練をなさんとせば如何なる集會に於いても之を嚴守させることである。一回の例外をゆるすことは一回だけの徹底度を欠くばかりでなく、その習慣化を不徹底に導く動因となるのである。しかも教師が一度児童に命令し實行を約したことを徹底させることは教師の權威の上から極めて大切な條件である。教師の命令には服さなければならぬ。規則には従はねばならぬとの信念は已の下した命令に對する教師の嚴乎たる態度より生ずる。此の意味に於いても一旦下した命令は斷乎として之を貫徹し容赦してはならぬ。服従精神はかゝるところからも養はれる。

教師の命令した事項の徹底を期することはかく訓育上極めて大切であるがそれが多過ぎたり、無理な要求であつたら児童は到底その負擔に堪え得ないで不徹底となる。却つて教師の目を盗み、命令に違反して非行を敢てなす結果を將來するものである。どうしても命令しなければならぬものゝ外命令してはならぬ」とはシユライエルマツヘルのであるが味ふべき言葉である。實踐に當つては一時に一、二の命令や規則への服従を目標として努力し、その徹底を俟つて次の指令を下すやうにし、漸次良習慣を育成して行くことが大切である。

## 3、全員協力

訓育は全校の職員児童等の一致協力によつてその効を挙げ得るのであるが、特に服従による適法訓育に於いては一層必要である。落書きしないといふ適法訓育は全員がそれに參割してその徹底を期し得るのである。

かゝる點より考へるとき特に留意しなければならないことは、使丁の訓練である。朝會時に於いて使丁の滑稽な態度により嚴肅な朝會の雰圍氣がこぼされ、使丁の教師に對する野卑なる言葉遣が訓育上面白からざる結果をまねき、或は學校の秘密をあばき、教師の非行を吹聴するが如き例は可成あることである。全校協力の訓育は校僕、給仕、傭人等一切を含んだ協力でなければならぬ。

## 4、賞 罰

服従の訓育に於いてもその徹底を圖るために賞罰を適宜用ひることはよい。學校の規則を守り教師の命令をよく遵法する者に對し特別に賞を與へ快感を利用して一層其の効を擧げることともよいが動もすれば賞を目的として行動し功利的利己的になる憂があるからその適用には充分留意せねばならぬ。服従の訓育に於いては寧ろ罰が必要である。學校も一つの社會である。社會に規則を違反した者に對し罰がある如く、學校の規則を破り、秩序亂したものに懲罰を加ふことは止むを得ないことである。それは當然守らねばならぬことを破つた爲の罰である。遅刻してはならぬといふ規則を破つて理由なく遅刻したら之を罰して秩序を保たしめねばならぬ。規則を守つたとて之を賞するには及ばぬ。かく考へると服従の訓育にては寧ろ賞より一層罰を必要とするのである。しかし適用に當つては児童の個性、心性の發達程度、非行の事情等を考察して慎重にすべきことを忘れてはならない。



(二) 環境統制の利用

環境が兒童の成長發達に影響し、教育上重大な意義を有することは今更説くまでもないことである。「人は凡て一種のカメレオンで手近な周囲の色をおびる」とはロツクの言であるが誇張に似て決して誇張ではない。「居は氣を移す」といひ又「山紫水明の地常に偉人を産す」などといはれる如く人は周囲の環境の影響に支配されることが多い。

吾々は常によき環境の統制を圖り、その備發に依つて兒童の素質のよりよき發展を企圖することが肝要である。學校訓育に於いても、訓育的效果を有効ならしめる爲にそれら環境の統制に充分意を注がねばならぬ。訓育的道場としての環境に於いてこそ兒童は自ら修道の意志を振起し、それら環境の中に人格が陶冶されるのである。

以下私は便宜上物的環境と精神的環境との二つの分野に分け實際的考察を試みることにする。周囲の事物は兒童の精神に關係し、影響して始めて環境たり得るもので兒童と没交渉の存在であつては環境とはなり得ない。斯く考へると環境は精神的なものであり、かゝる区分は當を得ないこととなるが叙述の都合上かくしたことを斷つておく。

1、物的環境の統制

校舎、教室に於ける物を道徳的に統制することは訓育上極めて大切なことである。教室は教授のみの場所ではなく、同時に訓育の道場であることを考へて道徳的に環境の整理をなさねばならない。訓育上の警句が柱にかけられ、週是が背面黑板に記録され、或は偉人の肖像が掲げられ、戦時美談が記載される……等々のことは道徳的環境として望ましいことである。それ等の位置を何處に定めるかといふことには相當工夫せねばならぬが、特に教室の正面の環境統制には一層の留意が必要である。正面は常に兒童の目にふれ、感化影響も大であるから、つとめて道徳的に統制する

ことが肝要である。皇室に關するもの級訓、格言、偉人の肖像等を掲げ嚴肅にするのがよい。

尙家庭に於ける神棚、佛壇が一種の靈場として自己反省、自己鞭撻の場所である如く學校學級に於いてもかゝる嚴肅な場所を設け、修道を誓ふ場所たらしめることもよいことである。又刻下時局の認識を深め、時艱克服の精神を體現させる爲に特に事變室を設け、或は教室に事變關係の参考品を陳列したり、國民精神總動員の標語等を掲げ環境により時局に即した生活を生活させることを忘れてはならぬ。

次に考へねばならぬことは環境を美的に統制することである。藝術は道徳と密接な關係を有ち、美は訓育に重要な役割を演ずる。校庭に咲き誇る花壇の花が如何に兒童の優雅な心情の育成に役立つかは云ふまでもない。教室に紙屑が散され雑巾が亂れて居り、机がまがつて居たとしたら、兒童の受ける影響は不始末と不規則の外の何ものでもない。教室内にある物の配置にしても成績物の掲示にしても、板書にしてもその美醜が直ちに兒童の心情に影響するものである。此等は教師が常に留意すると共に兒童自身にも心掛けさせねばならぬ問題である。兒童をして美的に環境を統制させることは心情に及ぼす影響が直接的となり、効果が大きいから環境統制上誠に大切なことである。兒童の服装、學用品の配置、或は教室環境に至るまで常に美的に統制するやう指導せねばならぬ。

尙其の外に物の環境統制として設備の充實といふことを挙げねばならぬ。運動用具の不備は運動を嫌悪し、運動場の狹隘は他人の運動を邪魔し、破損して居る机に向ふ兒童は自然机を粗末にする。かうして設備の不備は兒童に道徳的犯罪を敢てなす機會を與へることとなるから、學校經營者、學級擔任者は常に設備の充實の爲努力することが肝要である。又かゝる設備の完備に於いても兒童に可能のことは成るべく兒童に爲さしめ、共同勞作の機會として利用す



ることを忘れてはならぬ。

## 2. 精神的環境の統制

訓育の環境は道徳的空氣が醸されて居り、自ら修道的意志に燃える如きものであらねばならぬ。それには物の環境を統制すると共に精神的環境の統制に心掛けることが大切である。

精神的環境として企圖しなければならぬことは善良な校風校風の樹立である。一家に於ける家風が良ければ児童が善良となり、不良な家風が悪い影響を與へる如く、健全な校風、級風の下には児童は自ら正常に伸展して行く。校風、級風は人と人との間の全體的氣風であり、人を離れては存しない。しかもそれは比較的優位を占める者を中心として次第に傳播して成立するものである。校風に於いては校長職員の模範と高學年児童の態度が基礎となり、級風にては擔任教師の人格と比較的優位を占める児童の精神とが根源をなし、他に影響して全體的空氣が醸成される。されば善良な校風、級風の樹立には先づ教師自ら範を示して児童を導くこと、比較的優位を占める児童、即ち校風にては高學年児童、級風にては學級の級長、副級長等のリーダーを善導することが必要である。又校風級風は善良であることと同時に、各児童を支配する強固な超個人的精神でなければならぬから、常に全員の團結を固くし學校、學級意識を振起させることが大切である。小川正行氏は學級意識の成立として、種々の共同體験を重ねること、他の學年、學級と競争すること、教師其他より特に認識され、激勵せられること、同一教師に永く擔任されること等を擧げて居るが、學級意識を強固ならしめる爲め實踐的示唆として面白い研究であると思ふ。

## (三) 師徳の訓育

教育の一切の活動は教師の人格の表現であり、児童は直接に間接に教師の人格に影響されて發展する。訓育も又教師の人格が児童に及ぼされる影響に外ならない。訓育上の目的も手段も教師によつて表現せられ、その人格によつて出かされて所期の効果を收め得る。又教師の人格は児童に影響し、強く彼等を感化するものである。長い間一定の教師に受持たれた児童は師風に感化されて師の如く考へ、師の如く行動することはよく見る例である。

我が國古來の教育の特色は師徳の感化にある。師の人格を畏敬して四方より笈を負ふて馳せ參じ、偉大なる師徳に接し、偉大なる感化を受けたのである。

明治時代より我が國を風靡した西洋流の教育は稍もすれば方法重視、技術本位の弊を伴ひ、古來の美風たる師徳の薫化を輕視するが如き傾向を生じたるも、吾々は斯く師徳の重要な役割を自覺し自制、自戒自ら修道につとめ人格的感化により児童訓育の効を擧げるよう努めることが肝要である。

### 1. 求道的精神

師徳の訓育に於いては先づ教師自身求道の精神に燃えて人格の修養につとめることが大切である。『仲びつゝある者のみ人を教ふる權利あり』の言の如く児童を薫化し、徳化する第一條件は教師自ら修養につとめることである。教師先づ道を求めつゝあつて児童に求道精神を培ふことが出来る。たとへ教師の人格は不完全であつても完全な人格を目指す絶えざる求道的態度こそ人を導く者の義務であり、そこに人格的感化を與へて児童も亦師の如く修養することを學ぶのである。

児童と共に道を求め、道を実踐せんとする態度は我が國古來の師徳の特色である。吉田松陰は「己が爲す學は人の



師となるを好むに非らずして自ら人の師となるべし」といひ自らの修養に努め廣瀬淡窓は五十四歳にして一萬の善行をなすことを決意し、萬善簿を著した。かく師自ら求道の精神に燃え常に人格の向上修養につとめたところに古來の師風が存する。此の點又古の師道に學ばねばならぬ。

かゝる求道的精神は訓育の實踐に當つては率先躬行、兒童を導くことゝならねばならぬ。「口舌を以つて諭す者人從ひ肯せず、躬行以て率ゆる者人倣つて之に従ふ。道徳を以つて化する者、人自然に服従す。」とは佐藤一齊の言志録に載録されてある一節であるが、教師は只監督的立場に立つて兒童の實踐を見守るのみではいかぬ。兒童に要求したことは教師自ら率先して或は作業に當り、或は時刻を厳守し、或は節約し勉學して自ら範を垂れて導くことが大切である。

### 2、接觸による感化

師徳の感化は兒童との接觸によつて行はれるものであるが、接觸が大であればある程、感化は有効に營まれる。偉大なる教育者はベスタロッチにしても吉田松陰にしても兒童と起居を共にし、共に學び共に働き共に生活し、接觸に依つて人格的感化を大ならしめたのである。兒童と共に生活することはそれ自身訓育であるとも言ひ得る。されば教師は兒童と共に學び共に遊んで直接的な接觸をなし、よりよき徳化を意圖することが必要である。接觸は又直接的、具體的なる訓育の機會をつくるものである。兒童は具體的生活に於いて、如實に人格を表現し、如實な表現に於いて指導は直接的、具體的となる。兒童と共に談じ共に働き共に遊ぶ中に自ら訓育の機會が醸成されるのである。

されば教師は教室に於いて、運動場に於いて、校外に於いて、常に兒童と接觸する機會をとらへ共に生活する覺悟

が大切である。

兒童と接觸し共に生活せんとする教師に大切なことは常に若やいだ精神を有つてゐることである。若々しい心のみで兒童の若々しい心に共鳴することが出来、教師の若々しい精神に兒童は惹きつけられ師徳の感化も訓育的處理も有効となる。

### 3、教師の態度

容姿、言語、生活態度は教師の人格の表現であり、兒童はかゝる外觀を通じて教師の人格に觸れるものである。端正なる教師の容姿、純正な言語、或は眞摯な態度は自ら畏敬の念を起させる。教師を敬し、信賴することは教化の基礎條件として大切なことである。

教師の態度、言語、容姿は兒童に無意識的感化を與へる點より考へても忽せに出来ぬ問題である。教師の生活態度、容姿、言葉に觸れてゐる中に兒童は自然に影響されて教師の如く振舞ふやうになる。かく兒童をして容姿、言葉等を端正にさせることは高潔な人格育成への基礎條件であり、かゝる外形的な訓育を通じて人格の陶冶を圖らんとするは最近の趨向でもある。されば教師は容姿を端正にし言語を純正にすることは勿論、凡ての生活態度の是正につとめ、一舉手、一投足も忽せにせざる覺悟が必要である。

### (四) 勞作の訓育

勞作の原理によつて兒童の活動を全人的たらしめ、能動的態度に訴へて作爲させ學習させて人格の育成につとめることは現今教育の一大指標である。勞作は一定の仕事の完成を目指して營まれる目的々活動である。それは自主的活



勤であり、目的實現の活動である故、訓育の意圖する自律的人格の養成は勞作によつて有効に營まれる。一つの仕事或は學習に對し自己を没入し新しい研究問題を生みながら純真な態度で熱中せんとする精神こそ勞作的態度の本領なれば、そは又訓育の目指す自己の本分に對し忠實なる道德的意志の陶冶となる。

1. 學習の勞作化

訓育は訓育的立場より特別に計畫された施設を通じてのみ行はれるのではなく、生活の全野が陶冶の機會でなければならぬ。學校に於ける生活の大部は學習が主である故學習を訓育的意圖の下に行ふことは極めて肝要である。そこに私は學習の勞作化の重要性を見るのである。學習を目的々に營まんとする態度、或は研究課題に對し全人格を注ぎその解決の爲、他念なき純粹なる精神、これ勞作教育の目指す學習であり、又訓育の企圖する目標である、とはクリトタの言であるが、「學校の最高使命は依然として訓育にある、たゞそれは教授を通じての訓育である。かくて小學教授は常に訓育的教授である」かく最近ヘルバルト一派の唱へた教育的教授が新らたな意味に於いて研究され、各科學習に於いて、算術教授、國語教授でなく、算術教育、國語教育たらしめんとするは只材料を教へ込むことでなく、教材を通し教授に依り訓育せんとする意圖に外ならぬ。

されば學習指導の實際に當りては勞作的態度により、訓育的效果を意圖することが肝要である。學習に於ける勞作は主として精神的勞作として觀察、比較、構想、抽象概括、推理、調査統計、綜合發表等が考へられ、心身結合に依る勞作として、筆記、描寫、暗誦、實驗、實測、組立て製作、工作設計、陳列展覽等が挙げられるであらうが、かかる勞作を重視して訓育的價值を充分發揮するやう努めることが肝要である。

2. 勤勞的勞作の重視

曾ては働くといふことが卑賤なこととして蔑視された時代もあつたが吾々は今さうした時代とは全く異つた時代に生きて居る。働くことが最も神聖なこととして居る今日、學校も亦閑暇な教育所から勞働への教育に轉向しなければならぬ。

勤勞愛好の精神は訓育の目指す人格の一大要素であり、又勤勞そのことはかゝる人格を鍊成する爲のかくべからざる手段である。殊に現下非常時下に於ける國民精神總動員は勤勞精神を強調し、勤勞倍加を一大指標とし、皇國の發展に寄與せしめんとしつゝあるのである。されば吾々は兒童訓育の實際に當りても多くの勤勞の機會を設け、勤勞倍加を目標に現今日本の要求する勤勞愛好の精神に燃える人格の養成に努力すべきである。動植物飼育、動植物採集、園藝、實習、校地、校舍教室の清潔整理、實地の工作、奉仕的作業等の勤勞的勞作を計畫實施することは勤勞精神の涵養上極めて有効な方法である。

勤勞的勞作に大切なことは自己の屬する團體の爲に、或は自己の職責の爲に心から喜んで奉仕せんとする精神を養ふことである。教室の掃除に當つても自己のなす洒掃が學級への奉仕となり、自己の責任を果し得る喜びの下に孜々としてその勞作にあたる精神こそ望まじきことである。やゝもすれば非行の罰として掃除其他の勞作を課し、苦痛を與へ反省の資となさんとすることあるも勞作を團體への奉仕の誇と感じ、己の責任を果得する喜びを感じさせるとき勞作は罰として課さるべきものでなく、寧ろ課せざるを罰とすべきであらう。かゝる精神の教養はやがて成長して一職業人たる場合、打ちおろす一針が上御一人への奉仕となり、ハンマーの一振りが國家への貢獻であるとの自覺の下に行



はれることゝなるであらう。

### 3、行の重視

我が國古來の修養道の特色は行にある。行による理解修得、行による悟道は日本古來の求道の方途であつた。苦行に苦行を重ね、峻坂荆棘をこれ披いて専ら人格の修養につとめたのである。

最近教育に於ける方法の複雑化は骨を折らず興味を中心として教育せんとする傾向を生じた。楽しませながら教へることが教育の極地であると考へることは強固な意志の陶冶の上から極めて遺憾のことである。吾人の人格は幾多の辛酸を嘗め、苦行を通じて鍊成されるものである。迂余曲折の人生、萬波起伏せる世相に敢然として進み得る人格は決して興味本位の温床で企圖さるべきでなく、行に依る體驗を通じてのみ育成されるものであらう。吾人は此の點古來の修養道に學びそれを如何に現代に生かすかを工夫せねばならぬ。それには學習生活、其他の訓育的施設に於いて行的體驗を營ましめ、強固な意志の陶冶を圖ることが肝要である。耐寒行軍、高學年の寒稽古、每日一錢節約、無言の作業、一萬字書取等は面白い施設である。

## 五、體育と訓育

意志の發動と修練を中核として行はれる體育は道德的意志の陶冶と相即不離な關係を保つ。特に最近體育の趨向は意志の陶冶を重視し、身體的實踐に依つて人格の育成を企圖し、完全なる人格を健康なる身體的基礎の上に形造らんとするものなれば體育は訓育と一層密接なる關係を有つことゝなる。されば吾々は兒童の體育を獎勵して身體運動を

通じて道德的意志の陶冶をはかり、人格陶冶の實を擧げることゝ企圖せねばならぬ。

### 1、人格陶冶を目標に

體育に於いて大切なことは人格陶冶たることを常に自覺しつゝ指導することである。

體育運動は勇氣、決斷、節制、忍耐、服從、規律、協同、犠牲、友愛等の諸徳、明朗、快活等の氣分の養成に直接的に參劃するものなれば、かゝる道德的意志陶冶の機會をとらへ、有効且つ適切に指導することが肝要である。

尙兒童の人格陶冶に意圖的に働きかけると同時に教師自身品格を保つて指導することを忘れてはならぬ。服裝、態度、言語等充分留意せねばならぬ問題であらう。

### 2、運動精神の重視

運動さへ行へば自ら人格を高め、道德的意志が鍊成されると速断してはならぬ。指導の方法が適切でなかつたら却つて人格を低下させる結果を將來する。體育運動の指導に於いては先づ兒童に自覺的に運動させることが必要である。他律的、盲目的活動は如何に實踐意志を振起しても訓育的價値は乏しい。自覺的に意志活動を振起して心から運動する態度であつてこそ陶冶價値が高いわけである。一つの運動に眞剣に忠實に自己を没入する態度は體育上より望ましいことであると同時に訓育上よりも極めて大切なことである。

又、徒に勝敗にのみとられ、技術の末に走ることがあるが、それは却つて人格の低下を來すもので、眞の技術は心身が合一してそこに絶大なる力を發揮して始めて價値を有する。體育に於いてはかゝる利己的個人主義的の考を排して團體的、社會的の意圖の下に行はんとする精神が大切である。自己の學級の爲に技術を練らんとする態度、自己



の属するグループの爲に奮闘せんとする精神こそ、訓育上充分修練せねばならぬことである。かくてこそ訓育の要求する自己犠牲の精神協同の精神、友愛の精神の涵養となり、延いては日本の求める社會的人格の陶冶となる。

## 六、自治の訓育

自分の力で自由に判断して自由に實行させることは自律的人格の養成上大切なことである。それが一個人でなく、學校或は學級といふ團體に於いてなされることは自治である。自治は教師の干渉を待たないで兒童自身の發意により計畫し實行することで、斯くして自律的精神を體得せしめることが出來、又社會的團體的精神を養ふことが出来る。

### i、奉仕精神の強調

自治の訓育に於いて大切なことは、自己の属する團體即ち學校、學級の爲に奉仕せんとする精神を基礎とすることである。協同一致、和合の精神も、義務意識、責任感も團體奉仕の精神より生れる。この奉仕的精神に欠けるところがあつたら、折角の自治訓育は個人主義の極端な對立となり責任の轉嫁となり、兒童全體が心から和合せる眞の自治となり得ない。されば自治訓育の實際に於いては常にこの奉仕的精神の啓培につとめ、この學校、この學級こそ、吾等の學校、學級であり、吾等相互の力に依つて發展せんとこの自覺の下に實行させることが肝要である。

### 2、自治會

自治會を開いて兒童相互に實行事項を相談させる場合に留意せねばならぬことは、實行可能な事柄を相談させることである。やゝもすれば兒童は一時的の道德的興奮にかられて、あれも悪い、これもしようとして全く身動きも出來ぬ程

の盛澤山の事項を決める。そして結果は永續しないのみか、新しいことをきめると古いことが破られて行くといふやうになつてしまふ。實行の伴はないものは議決價值がない。兒童に實行可能如何を反省させると共に教師の指導が必要である。決議事項は實行可能な事柄であると同時に兒童の生活に切實な問題であり、具體的な事柄を主としたい。「勉強をすること」「先生の命を守る」とかの精神的態度の訓育の如きは自治的に努力させることも悪いことでないが寧ろ教師の絶えざる指導に依つて生活の向上と共に次第に高められるべき性質のものであらう。

自治會では「遠足の計畫」「運動會の選手に誰を選ぶか」「掃除の仕方」「出征軍人慰問の方法」といつた兒童に切實であり具體的であるものが主として相談され實行されるべきである。かくしてこそ、自治會の相談も活潑となり、實行も可能となり兒童の自治活動が有効に行はれることとなる。

## 六、結 び

訓育の効果は特別に計畫された訓育的方法のみにて其の効を挙げ得るものでなく、教授が養護が或は生活全體が訓育的意圖の下に實施せられて、道德的意志の陶冶が有効となる。全體として兒童に働きかけ、全體としての人格の發達によつて意志の陶冶を圖らんとするは最近訓育の趨向でもある。教授、訓育、養護が一体となり、知情意、全體の陶冶に依つて道德的人格の育成につとめることが肝要であらう、又訓育は全校職員協力の郷土、家庭との提携によつて一層その實を挙げ得る、されば全校職員が同じ訓育方針の下に一致協力して兒童訓育に當り尙進んで郷土、家庭の教育的覺醒をなすと共に兒童の郷土家庭生活を指導し生活の全野を通じて陶冶の實を擧げることが兒童訓育上重要な條件である。



## 徹底を目ざす我が校の訓育

茨城縣女子師範學校訓導 海野正

### 一、緒言

凡そ教育の事たるや何事によらず具體的繼續的たるを要する。特に訓育に於ては「朝令暮改」の如きは最もいましむべきである。ひとたびある考の下に訓育訓練を施さうと定めたならば、「徹底」を目ざして児童と根氣競べをせねばならない。一朝一夕にして良き習慣の形成、望ましき品性の陶冶は不可能である。従來朝に甲を迎へ夕に乙を送り、走馬燈の如き目まぐるしき思潮の流れに漂浪してゐたのが我が國教育界の通弊であつたかに思はれる。特に訓育上の問題に關しては不徹底の憾が多い。これには種々由つて來る所があるやうに思はれるが、吾々教育者に確固たる訓育上の具體的目標の把握のないこと、之が徹底を飽くまでも期せんとする熱意とねばり強さの缺如せるとに因るのであるまいか。

現下國家非常時局に際會し、學校訓育の徹底は誠に焦眉の問題である。國家總動員、國民精神總動員を口にするも、次の時代を背負ひ立つべき小國民に確固たる國民的性格と強力なる國民生活力とを育成鍛鍊するのでなければそれらも單なる御題目に過ぎなくなる。問題は常に脚下にある。吾々教育者は、外、大いに事變下に於ける國民精

神總動員の體制下に兒童の参加すべき部面を明察して之に参加せしめ、時代の認識と之に處する生活訓練を爲すと共に、内學校訓育の徹底を目ざして義務教育の遺漏なき完成を期せねばならぬと思ふ。

かゝる見地より我が校に於ては、訓育施設の多岐多端なるを希ふよりは、一事の徹底を意圖する方針の下に次の如き具體案を以て、職員協力一致之に當つてゐる。紙面の都合により詳細に亙るを得ないことを遺憾とするものである。

### 二、我が校訓育の指標

我が校訓育の根本的指標は「教育に關する勅語」の聖旨を奉体し皇運扶翼の大責任を全うし得る忠良有爲なる日本國民の性格陶冶にある。而して其の具體的指標は主要左記事項である。

- (一) 國體觀念を明徴にし日本精神を昂揚し日本獨特の國民的性格の陶冶を期す。
- (二) 義公以來涵養されたる郷土精神の顯現を期す。
- (三) 全體精神の涵養に努め全校一體となり規律ある團體生活訓育の徹底を期す。
- (四) 勤勞奉仕の作業精神の徹底を期す。
- (五) 意志の鍛鍊を重視し質實剛健堅忍持久の精神涵養を期す。
- (六) 學校家庭の有機的連絡をはかり生活訓練の徹底を期す。



### 三、訓育實踐の諸相

我が校に於ける訓育實踐の諸相は多岐多様に互り簡単に述べることは困難であるが、訓育の一般について略述する。

#### (一) 訓育の機關と運営

##### 1、訓育部

- (1) 目的 學校訓育問題の理論的實際的研究をなし訓育施設の計畫及び改善、訓育事項の勵行に當る。
- (2) 組織 部長一名、部員若干名。
- (3) 訓育部研究事項 訓育要目、學校生活反省會、朝會、國旗掲揚式、各種會合儀式等の生活訓練、郷土的訓育施設(忌日早起會先賢展墓)校外生活訓練、週是、講堂訓話資料、作業一般。
- (4) 本年度研究の力點
  - (イ) 各種訓育施設の再檢討
  - (ロ) 國體觀念の明徴
  - (ハ) 事變下に於ける訓育施設
  - (ニ) 全體訓練の徹底
  - (ホ) 武道の指導

#### (ハ) 作業訓練の徹底

#### (ト) 儀式會合の訓練

#### (チ) 學校生活反省會の經營

##### 2、訓育協議會

毎月一回特に全職員會を開き學校訓育實踐上の諸問題に就いてその具体的研究協議をなし全校訓育の統制と訓育實踐の徹底を圖る。

##### 3、朝會

朝會は職員朝會、教生朝會、兒童朝會、學級朝會の四種類を以て組織する。

(1) 職員朝會 毎週火木土之を行ひ週番訓導より兒童の生活状態、訓育事項の勵行状況の報告並に改善事項の發表をし、其の協議打合せを行ひ、且つ訓育に關する事項の指示をなしその統制と徹底に努める。

(2) 教生朝會 毎週月曜日之を行ひ教生實習に關する事項並に前週々番の報告による訓練状況、本週の指導目標を指示し全校訓育の統制を圖る。

(3) 兒童朝會 毎週月水金に次の順序を以て行ふ。

集合、敬禮、宮城遙拜、主事の訓話、週番訓導注意感想、ラヂオ体操、敬禮、教室入場

主事の訓話は皇室國家、時事問題、兒童の生活状態に就て行ひ、月曜日には週是を指示する。

(4) 學級朝會 毎日教室にて第一時限最初の五分間之を行ひ職員朝會に於ける打合事項並に兒童朝會の訓話を新



行しその実践を指導する。

4、生活反省會

(1)目的 兒童の日常生活學校生活並に勵行事項の實踐狀態を如實に反省せしめ、自己及學級、學校生活凝視の機會を與へ訓育の徹底を圖る。

(2)組織 學校生活反省會(月一回)學級生活反省會(週一回)の二種となし、學校生活反省會は尋三以上各學年代表四名を以て組織する。

(3)運営 學校より反省事項並に指示事項を提出し、各學級生活反省會を開き意見を取纏め發表せしめ、具体的に指導する。司會者は訓育部主任之れに當り、反省事項を整理し訓育協議會の議題となし兒童の實際生活に即した指導方法を考究する。

5、週番

(1)週番組織 職員週番、教生週番、兒童週番(高二女尋六男)の三種を以て組織し一週交代として輪番に之に當る(2)週番任務

(イ)内遊外遊區別を指示すること

(ロ)校舎内外を巡視し左記事項を行ふこと

○危険防止

○命令禁止、訓諭、實踐指導

○指導効果査閲、訓練事項の資料蒐集

(ハ)毎朝始業前放課後特に校舎内外を巡視し清潔整頓の狀況を檢閲すること。

(ニ)週番日誌を記載し週末には訓練狀況及び意見を纏め記録して主事に報告する。

(ホ)週末には教務訓育部主任と協議し次々週是を決定すること。

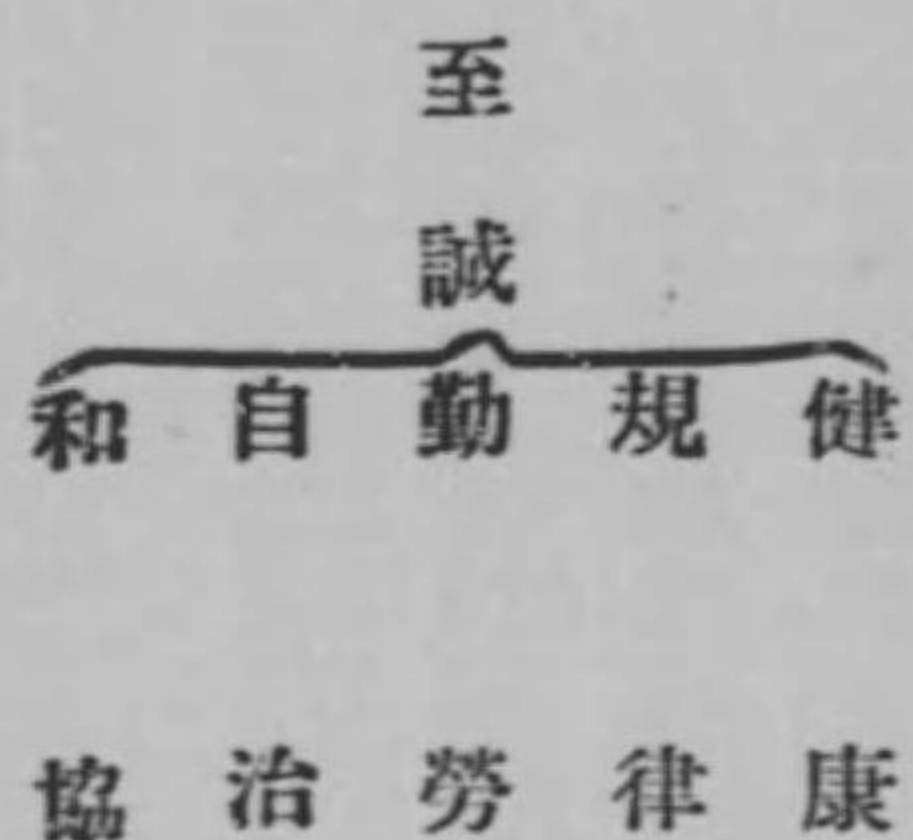
(3)週番打合 週番は毎日放課後職員室に集合しその日の反省打合會を行ひ、週番日誌に記載し教務主事に報告し翌朝の職員朝會の際報告協議をなし全校訓育の統制を圖る。

6、講堂訓話

全校訓育の統一を圖るため全兒童を講堂に集合せしめ主事訓話を行ふ。

(1)校訓

教育勅語、戊申詔書、其の他の詔書の御聖旨を奉体せる忠良有爲なる日本國民の性格を陶冶せんため次の校訓を定め兒童の日常生活の規範とする。





至誠は全徳目を一貫せる徳目である。而して児童の全生活は常に之が實踐の機会たらしめるやう教師率先躬行して指導する。尙特に具体的實踐の方法として次の施設をなす。

- (1) 級訓 各學級の程度事情に應じ校訓を一層具体化して之を定める。
- (2) 週是 校訓を基準として児童の現實生活の状態を考慮し之を定め、全校一体となつて之が實踐にあたる。

### (三) 國體觀念の明徴

國體觀念の明徴は實に國民教育の根幹をなすものである。特に現下非常時局に際會し我が國體の世界無比なる尊嚴性を明かにし、確固不動の國民的信念を把握し、一路皇運扶翼の道に進むことは焦眉の急と言はねばならぬ。而して之が爲には各教科の教育を通じてその目的の達成を期するは勿論であるが、特に之を強調する意味に於て時宜に適應せる施設をなすことは最も肝要なことと信ずる。本校に於てはかゝる見地のもとに左記の事項を實踐するものである。

- 1、勅語、詔書下賜記念日  
捧讀式を舉行し聖旨を奉體させる。
- 2、祝 祭 日  
儀式は嚴肅を旨とし數日前より之が學習をさせその意義と精神を明かにし、當日の心得禮儀作法を指導しおき、且つ當日の朝も訓話をなし慎重な態度で式場に入場させる。
- 3、奉安殿奉拜

登校下校の際は必ず嚴肅敬虔な態度を持って奉拜する訓練に留意してゐる。

#### 4、國旗掲揚式

毎月一日、十五日本校附屬合同して行ふ。

#### 5、朝 會

兒童朝會の際の訓話は皇室國家に關する事項を行ふと共に、學級朝會並に兒童朝會の場合に必ず宮城遙拜を行ふ。

#### 6、神 社 參 拜

敬神崇祖の念を一層強め、且つ皇軍武運長久祈願のため、一日、十五日には、國旗掲揚式直後八幡宮參拜を行ふ。之に關して訓育上特に留意してゐる點は次の二點である。

- (1) 正しき神社參拜法の訓練(一拜二拍子一拜による)
- (2) 參拜の心構と態度 校門出發より歸校まで絶對無言、社前に於いて敬虔の念を十分表はすやうにする。

### (四) 全体精神の啓培

全体精神とは「和」の精神を根源とし、私心を滅却して全体に生きる精神の謂である。

この精神によつて涵養される徳は「協同一致、犠牲奉仕、相互扶助、忠實、責任、服従、公正、規律、禮儀」等であり従來の個人を優位とする自由主義の訓育に於ては養成し得ないものと信ずる。我が校に於てはかゝる見地より訓育の全般にこの精神の滲透を目標として努力しつゝあるが、特に次の如き施設によつて之を一層強調し



つゝある。

1、講堂訓話

毎月一回全校児童を講堂に集合させ學校教育の方針を知らせ、且つ學校訓育精神の徹底と訓育の統一とを圖り全校一致の全體雰囲気の啓培をする。

2、全體作業

全體精神を作業によつて實踐させる目的を以て、毎週月曜日放課後尋三以上の學年に之を行はせてゐる。

3、合同體操

兒童身體の健康増進、全體精神の實踐を期するため尋常科第三學年以上の學年に對し、毎週一回次の要領によつて行つてゐる。

(1) 指揮者 體育主任 全職員補助

(2) 運動種別

前半體操 中學年程度の體操教材、後半合同演技

(3) 合同行進 行進曲に合せ正常歩を以て「トラック」を行進させる。

(4) 校外歩行訓練 合同體操の際、隨時學年の能力に應じて最大限四十分の範圍内で校外歩行訓練を行ふ。

4、學級の自治組織

尋三以上の學級に於ては兒童全員に各係を分擔させ所定の任務を與へ、學級全體の成員としての意識の下に

活動させ、全體精神の實踐指導に努力する。

5、儀式行事の全體化

四大節、國旗掲揚式の本校附屬合同學式、音楽會、運動會等の合同開催或は校外教授、學藝會等の機會にこの精神の實踐に努める。

6、全校學校給食

全兒童の副食物を調理し、一樣に之を攝らしめ、全校同一なるものを食ふといふ意識のもとに食事に於ける一種の親しみある氣分を醸成し差別觀を撤廢し、一校融和一體の精神を培ふ。

(五) 郷土精神の強調

水戸學精神の精髓、即ち國體觀念の強調、敬神崇祖、億兆一心、文武不岐、學問事業不殊其効等の精神は弘道館記に躍如としてゐる。而して其の根本精神は教育勅語の聖旨と内容的に一致する。吾等が郷土の美風と誇とを培ひ、水戸精神を體現された郷土偉人の遺志と精神とを景仰體得せしめ、兒童の現實生活に實踐せしめることは教育勅語の聖旨に添ひ奉ることである。この精神に立脚した訓育施設の一端を述べれば次の如きものである。

1、郷土偉人肖像掲揚

郷土の三偉人たる義公、烈公、東湖先生の肖像を各教室に掲げ、日常其の風貌に接し功績を偲び且つその精神にあやかり日常生活の規範たらしめることに努めてゐる。

2、忌日早起會



陰曆十二月六日(義公忌日)、同八月十五日(烈公忌日)同十月二日(東湖先生忌日)には全校児童早起會を行ひ、常磐神社或は常磐原共同墓地に會合し、清掃作業を奉仕して後參拜し、偉人の功績について訓話を行ひ其の徳を景仰させることにしてゐる。

3、先賢展墓

校外教授の際水戸家累代の墓地なる瑞龍山の展墓を行ひ、特に卒業期の児童は、水戸市内及近郊にある先賢の墓地を一巡展墓することにしてゐる。

4、「水戸の魂」の朗誦

弘道館記、正氣の歌、梅里先生の碑陰並銘、三偉人の和歌一首宛を選定輯録し「水戸の魂」と名づけ尋常一年より持たせ卒業期迄には全部素讀暗誦させ、この素讀暗誦によつて生涯を通じて無意識的に受ける盡きざる感銘と啓示とを得させる。

5、劍道の指導

水戸は尙武の地であり、文武不岐は水戸學の精神である。されば此の精神實踐のため本年度から課外に劍道を課し、基本練習を行ひ心身の鍛錬につとめてゐる。

(六)勤勞作業精神の啓培

勤勞愛好の精神と作業態度の訓練に就いては昭和六年以來特に留意し全職員協力一致之に當つてきたが、此の間約六年既に基本態度の確立を見、個々の作業勤勞より全體協力による段階に到着しつゝある。而して現在之が努

力點は次の諸點である。

イ、全校協同共勞の作業雰囲気醸成

ロ、作業の順序と態度の訓練

ハ、作業の計畫的實行と時間的作業訓練

ニ、作業用具の管理

ホ、作業負擔と學年能力との均衡

現在児童に課してゐる作業の種類及び要領は次の如きものである。

1、全體作業

毎週月曜第六時限に次の要領によつて行ふ。

(1)體操場集合 第五時限終了後(五分)

(2)主事或は作業主任訓話し作業上の注意(二分)

(3)作業(學級分擔區域の清掃整頓)(四〇分)

(4)體操場集合 (四分)

(5)主事或は作業主任の訓話 作業狀況並に結果について(二分)

2、學級作業

各學級分擔區域を各學級に於て全體作業の要領に準じて行ふ。



3、特別作業

尋五六男高一二女に随時課す(運動場整理、物置整理、砂運び、砂利運び、草刈除草、道路清掃等)

4、家庭作業

學校にて訓練された作業精神を、家庭生活に實踐させるため、児童心身の程度に應じた家庭作業を決定させ家庭と協力して之が實行を勵行する。

5、學級園の經營

全學級分擔して各當番を定めて行はせる。

6、農園の經營

高等科児童之に當り、蔬菜の栽培をする。

(七)學校給食と訓育

我が校に於ける學校給食は昭和九年實施以來四箇年を経過し、各種經營上の難點を克服して來たが、當初實施上の目的とした所は

イ、營養の改善と児童健康の増進

ロ、偏食の矯正

ハ、食事作法共同作業の訓練

ニ、保護者負擔の軽減

ホ、營養改善研究と教生實習の指導

等である。

此の中、特に訓育上問題として考案研究すべきものは、(2)(3)である。而して食事の如きは日々之を行つてゐながら、その正しき作法禮儀等は比較的輕視せられ、他面如何に高級なる訓育を目的としつゝあつても、かゝる卑近な生活訓練の不確立によつて常に一般訓育が壞されつゝある事實が認められる。食事の訓練は言を厭はずして言ふならば、便所使用の訓練と共に最も児童の品性陶冶の上に緊要なものと信ずる。我が校に於てはかゝる見地からこの問題については左記の如き方面についてその徹底を圖り之に努力してゐるものである。

1、食物に對する報恩感謝の念の養成

烈公の心を體し、食事前に報恩感謝の念を表はす誓詞を學級に即して齊唱して後頂く。

2、食事作法の訓練

食事前必ず手を洗ひ、報恩感謝の念を誓詞に唱へ同一副食物を和氣霽々たるうちに頂き、終つて挨拶をなすこの間教師は食物につき營養上の解説をなし、誤れる觀念を矯正し、個々の作法の指導をする。

3、共同作業の訓練

當番制により副食物を運ばしめ、之を分配させ、終れば器物を營養給食室に運搬する。その間共同的な各種の作業訓練をする。

4、食事衛生訓練



食事前の手洗、食事後の齒磨、其他咀嚼食後の心得其他衛生に關する事項の指導を行ふ。

5、偏食の矯正

偏食は一種のわがまである。これが矯正は體質改造のみならず人間教育の緊要事である。同一副食物を全學級児童がとるためこの方面の効果は非常に大であると思はれる。特に家庭の力の及ばないこの問題は訓育上注目すべき方面である。

6、全校氣分の融合

同一食物を職員児童共に攝るといふ點から醸成される一種の氣分は全校に特殊な空氣をつくる。無形なるこの力は各方面に融和をもたらすものと思はれる。今後かかる氣分の滲透による無形の力について形の上になる何物かをもたらしたいと念願してゐる。

(八)時局と訓育

1、方針

時局に即應せる體制の下に國民精神總動員運動に参加し、平素の教育を一層強化徹底させると共に總動員の趣旨を體し、訓育實踐形態を時局化し、特に次の如き事項に盡力し訓育の徹底をはかる。

- (1) 國體觀念の明徴を期し、日本精神の發揚に努め、盡忠報國、敬神崇祖の念を養ふ。
- (2) 時局の正しき認識を與へ、帝國確固不動の國是と東洋に於ける崇高なる使命を理解させる。
- (3) 堅忍持久困苦缺乏に堪へる強力なる心身の鍛鍊をはかる。

(4) 學校及び家庭に於ける日常生活を一層緊張せしめ、事變下に於ける勤勞倍加の心構へを以てするの覺悟を得させる。

(5) 銃後國民の務を實踐せしめ、常に皇軍の活動に感謝し報恩の念を旺盛ならしめる。

2、實踐要項

(1) 時局に關する正しき認識の指導

- (イ) 朝會訓話 皇軍活動の狀況、美談並に時局に關する訓話をする。
  - (ロ) 講堂訓話 毎月一回之を行ひ、國民精神總動員強調の意義を明きらかにし、又「生活改善十則」等の趣旨の徹底をはかり將兵よりの手紙等による訓話を行ふ。
  - (ハ) 揭示教育 新聞記事寫真地圖等により事變の認識を深める。
  - (ニ) 學級訓話 毎日始業前五分を之に當て事變についての訓話をなす。
  - (ホ) 時局認識調査 時局に關する認識の調査を行ひ、之を指導する。
  - (ヘ) ニュース映畫鑑賞 映畫會を開催し、皇軍活動の狀況を知らしめ、之を指導して時局認識を深める
- (2) 時局下に於ける銃後運動の指導

- (イ) 神社參拜 一日・十五日の兩日八幡宮に合同參拜をなし皇軍の武運長久を祈願する。
- (ロ) 出征將兵慰問 皇軍將兵郷土部隊、兒童父兄出征者に對し慰問文、成績品等を送り、尙出征父兄の家族に對し慰問文を贈つて感謝慰問をなす。



- (ハ) 傷病兵慰問 陸軍病院を訪問し、兒童學藝會を催し感謝と慰問をなす。
- (ニ) 戦死遺家族の弔問と會葬

白衣の凱旋將兵の出迎をなし、尙特に學校關係者に對しては遺家族の弔問及び告別式に會葬させる。

- (ホ) 献金 冗費を節約し、廢物を蒐集し、之によつて得たる金錢を献金する。

- (ヘ) 非常時訓練參加 防空訓練其他愛國行進等の銃後國民團體運動に参加させる。

(3) 時局下に於ける生活訓練の指導

- (イ) 宮城遙拜 毎朝宮城遙拜を行ひ、皇運の隆昌を祝し奉る。

- (ロ) 節約と資源尊重 學用品日用品其他一切に亘り、節約を圖り經濟的に利用させ、常に資源尊重の生活訓練に當る。

- (ハ) 愛國貯金 日常冗費を節約し一錢貯金を勵行させる。

- (ニ) 勤勞倍加の生活 時間の嚴守、早起の勵行を行ひ、非常下に於ける勤勞倍加の精神を養ふ。

- (ホ) 團體訓練 團體としての行動を敏捷に規律正しく訓練する爲に合同體操を行ひ、更に生活の各部分に於て之が實踐を圖る。

- (ヘ) 心身の鍛練 常に時局下にあつて心身の鍛練に留意し、一朝事ある場合に奉公の誠をいたすべく心構へをさせる。

四、結 語

以上我が校訓育の具體的諸相について概説したのであるが、之を要するに是等を一貫せる基本的なるものは「私滅して公に奉ずる」といふ精神である。換言すれば全體精神に生きるといふことに外ならない。從來ともかゝる點に着目しつあつた向もあるが、未だかゝる雰圍氣の中に兒童を生活させ滅私奉公の精神を兒童生活の各分野に滲透せしむるやう生活實踐を企劃したかどうかは尙検討さるべき問題であらう。抽象的訓育は今や「汝は」「日本人としては」等の吾々はともすれば中性的な訓育をしがちである。「人と云ふものは」「生徒といふものは」等々の如く端的に實存的な特殊の人間の問題に置換へられねばならない。國家が歴史的宿命を持つと同様に個人も亦この國に於てこの家に生れ、今こゝに生活してゐるのである。この動かすべからざる事實は一切の生活の、發展の根柢でなければならぬ。かゝる歴史性に着眼する時學校訓育の如きは特に従来の抽象的中性的人間陶冶の理想をかたぐりすて、新しき轉回を要請されねばならぬ。自己の完成を究極の目的とせる功利的自由主義的訓育は一轉して全體の完成を目的とせる活ける國家主義のそれに向はねばならぬ。かくして學校訓育の置かれてゐる場は「全體に生きんとする空氣に満ちたるもの」たるべきである。かゝる理想は即ち東洋の究學の志すところであり、我が先賢偉人の親しく踏み來つた尊い道である。之を繼承し強化發揚する以外に日本人育成の立脚地はあるべきはずはない。ひるがへつて思ふにかくの如き理想の實現は一に教育者の人間の問題にある。即ち師表たるべき吾々が先づ滅私奉公の精神の體現者たるを要する。かくして學校全體が職員を中心に全體完成の精神に生きた時そこに兒童訓育の



場は形成せられる。而して吾々の希求する一切の訓育の徹底強化が達せられる。故に一切の施設運営は一にかゝつて教師全體の双肩に在りといふべきである。教育の問題は常に教師の問題である。三思して確固たる信念の下に師道を確立し共に學校訓育の徹底を期し、一路皇運扶翼に邁進せんとする大國民の育成に努め、非常時局下に於て長き御聖旨に副ひ奉りたいと思ふ。

第三十九回茨城縣初等教育聯合研究會出席會員氏名

各郡市代表出席員氏名 (○印發表者)

水戸市

三の丸尋常高等小學校訓導	小川清
五軒尋常小學校訓導	後藤文
新莊尋常小學校訓導	松田嗣
城東尋常小學校訓導	○久保田清
濱田尋常高等小學校訓導	遠藤義
常磐尋常高等小學校訓導	軍司忠

東茨城郡

磯濱尋常高等小學校訓導	○綿引寛
堅倉尋常高等小學校長	入野篤
吉田尋常高等小學校訓導	菅谷泰
坪尋常高等小學校長	大森
渡里尋常高等小學校訓導	塙三郎

出席員氏名

二七七



西茨城郡

大原 尋常高等小學校訓導 鹽 畑 錄 郎  
 東那珂尋常高等小學校訓導 ○深 谷 瑞 穂  
 笠間 尋常高等小學校訓導 井 川 登

那珂郡

湊 尋常高等小學校訓導 ○田 所 新  
 佐野 尋常高等小學校訓導 三 田 寺 俊  
 瓜連 尋常高等小學校訓導 清 水 利 通  
 鹽田第二尋常高等小學校長 石 川 淳 一

久慈郡

太田 尋常高等小學校訓導 ○塙 一 郎  
 世矢 尋常高等小學校訓導 赤 津 信 和  
 中里 尋常高等小學校訓導 齋 藤 俊 徳  
 天下野尋常高等小學校訓導 大 島 守  
 町付 尋常高等小學校訓導 高 梨 光 保  
 金砂 尋常高等小學校長 杉 山 健 之 介

多賀郡

助川 尋常高等小學校訓導 作 山 榮 松  
 日立第一尋常高等小學校訓導 ○助 川 長 藏  
 豊浦 尋常高等小學校訓導 川 崎 實  
 秋山 尋常 小學校訓導 根 本 通 勇  
 南中郷尋常高等小學校訓導 大 高 慎  
 平潟 尋常高等小學校訓導 三 浦 喜 内

鹿島郡

沼前 尋常高等小學校訓導 ○秋 葉 義 雄  
 銚田 尋常高等小學校訓導 高 須 正 雄  
 大同東尋常高等小學校訓導 石 川 甲 子 郎  
 豊郷 尋常高等小學校訓導 大 宮 運 嗣  
 輕野東尋常高等小學校長 福 田 慶  
 波崎西尋常高等小學校訓導 野 中 孫 一

行方郡

小高 尋常高等小學校訓導 ○小 沼 貞 義

出席員氏名



稻敷郡

津知 尋常高等小學校訓導	町田 保
秋津第一尋常小學校訓導	波邊省三
玉造 尋常高等小學校訓導	打越直
鳩崎 尋常高等小學校長	○小松澤正徳
八原第二尋常高等小學校長	富山藤逸
朝日第三尋常高等小學校長	石川又壽
木原 尋常高等小學校長	宮澤利一
阿波 尋常高等小學校長	平山彌三郎
根本 尋常高等小學校長	大貫淳

新治郡

土浦 尋常高等小學校訓導	古森軍治
佐賀 尋常高等小學校訓導	○水作三治郎
東大橋 尋常高等小學校長	助川操
榮 尋常高等小學校訓導	岡野啓三
園部 尋常高等小學校訓導	田島隆

筑波郡

筑波 尋常高等小學校訓導	遠山都一
吉沼 尋常高等小學校訓導	鴻巢茂
島名 尋常高等小學校訓導	中島覺四郎
板橋 尋常高等小學校訓導	○淺野信

眞壁郡

竹島 尋常高等小學校長	○日向信平
下妻 尋常高等小學校訓導	鈴木義
大 尋常高等小學校訓導	吉原次男
眞壁 尋常高等小學校訓導	關根勝之助

結城郡

絹川 尋常高等小學校長	龍崎喜之助
下結城尋常高等小學校訓導	船橋幹一
豊田 尋常高等小學校訓導	長鐵三
豊岡 尋常高等小學校訓導	○柴徳三郎

猿島郡

出席員氏名



北相馬郡

境	尋常高等小學校訓導	○石塚勇次郎
古河男子尋常高等小學校訓導	金子米次郎	
七重尋常高等小學校訓導	大野巳之吉	
八俣尋常高等小學校訓導	山川儀右衛門	
高井尋常高等小學校訓導	稻葉儀三郎	
相馬尋常高等小學校訓導	羽田徹	
川原代尋常高等小學校訓導	○大越陞之助	

主催校出席員氏名

茨城縣師範學校長	中島桂藏
同 教諭	村山四郎三郎
同 教諭兼主事	今宮千勝
同 訓導	渡邊秀
同 訓導	小松崎英男
同 訓導	○金塚美與
同 訓導	門井善四郎

茨城縣女子師範學校長	内山静一
同 教諭	三宅恭一
同 教諭兼主事	田中友次郎
同 訓導	○海野正
同 訓導	椎名文五
同 訓導	雨谷
同 訓導	伊東暢彦



主催校關係職員

茨城縣師範學校

今宮千勝	渡邊秀	小島新
小松崎英男	金塚美	川崎利雄
加藤芝	田口行雄	齋藤喜八
門井善四郎	海老澤格	神永八重
小野武男	丹下保夫	石川喜八
小川てう	菊池ちる	
茨城縣女子師範學校		
田中友次郎	海野正	椎名文五
雨谷厚	伊東暢彦	藤田文
稻葉秀夫	菊池きよ	安島ふき
田沼たまえ	松本咋子	

昭和十三年二月十五日印刷  
昭和十三年二月二十一日發行

〔非賣品〕

代表者 田中友次郎  
茨城縣初等教育聯合研究會

印刷人 成井一郎  
水戸市元山町五九八六番地

印刷所 成井印刷所  
水戸市元山町五九八六番地







